

第百四十五回国会
衆議院

農林水産委員会議録 第二十号

平成十一年六月二十四日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 穂積 良行君

理事 赤城 徳彦君

理事 松岡 利勝君

理事 小平 忠正君

理事 宮地 正介君

安倍 晋三君

小野寺 五典君

金田 英行君

熊谷 市雄君

鈴木 俊一君

中山 成彬君

萩山 教蔵君

宮腰 光寛君

目片 信君

矢上 雅義君

神田 厚君

堀込 征雄君

漆原 良夫君

井上 喜一君

菅原喜重郎君

藤田 スミ君

出席國務大臣

農林水産大臣

出席政府委員

金融監督庁検査部長

金融監督庁監督部長

外務省経済局長

厚生省生活衛生局長

農林水産大臣官房長

高木 賢君

理事 増田 敏男君

理事 横内 正明君

理事 木幡 弘道君

理事 一川 保夫君

今村 雅弘君

大石 秀政君

岸本 光造君

塩谷 立君

園田 修光君

丹羽 雄哉君

御法川 英文君

宮本 一三君

望月 義夫君

安住 淳君

鉢呂 吉雄君

上田 勇君

木村 太郎君

佐々木洋平君

中林よし子君

前島 秀行君

中川 昭一君

五味 廣文君

乾 文男君

大島正太郎君

小野 昭雄君

高木 賢君

委員外の出席者

農林水産委員会専門員

外山 文雄君

委員の異動

六月二十四日

辞任

金子 一義君

木部 佳昭君

熊代 昭彦君

御法川 英文君

同日

辞任

安倍 晋三君

大石 秀政君

目片 信君

望月 義夫君

補欠選任

望月 義夫君

大石 秀政君

目片 信君

望月 義夫君

六月二十三日

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)(参議院送付)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)(参議院送付)

同月十日

新たな農業基本法の制定に関する請願(羽田孜君紹介)(第五二五八号)

新たな畜産・酪農政策に関する請願(羽田孜君紹介)(第五二五九号)

食料・農業・農村基本法の制定に関する請願(羽田孜君紹介)(第五二六〇号)

同月十一日

農・林・漁業の地域産業振興策拡充に関する請願(葉山峻君紹介)(第六四二二号)

同(藤田スミ君紹介)(第六四二二号)

同(古堅実吉君紹介)(第六四二二号)

同(松本善明君紹介)(第六四二二号)

同(矢島恒夫君紹介)(第六四二二号)

同(山原健二郎君紹介)(第六四二二号)

同(吉井英勝君紹介)(第六四二二号)

同(知久馬三子君紹介)(第六五三六号)

食料自給率の引き上げに関する請願(中林よし子君紹介)(第六五三五号)

本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)(参議院送付)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

四号(参議院送付)

○穂積委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣中川昭一君。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中川國務大臣 おはようございます。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

本法は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、金融及び税制上の支援措置を講ずることにより、特定農産加工業者の経営の改善を促進するため、平成元年に五年間の臨時措置として制定されたものであります。

その後、平成六年には本法の有効期限が五年間延長され、本法の活用により、特定農産加工業者の経営改善に一定の成果を上げてきたところであります。このままに輸入自由化等が行われてきた結果、製品の輸入が増加しており、国内生産の

維持確保を図るため引き続き経営改善に取り組んでいく必要があります。

このため、本法の有効期間をさらに五年間延長するとともに、所要の規定の整備を行うこととした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

卸売市場は、国民生活に不可欠な生鮮食料品等の流通の円滑化を図る上で重要な役割を果たしておりますが、産地の大規模化、大型小売店等の要請の高まり、市場外流通の拡大、市場関係者の経営悪化等の状況変化に対処して、その健全な発展と活性化を図ることが急務となっております。

このような状況を踏まえ、関係事業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、市場再編の円滑化等のための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、卸売市場法の改正についてであります。中央卸売市場における売買取引について、公正かつ効率的でなければならない旨の原則を明示するほか、取引価格等の公表措置の充実を図るとともに、市場利用者の多様な要請に適切に対応するため、開設者が市場及び品目ごとに関係者の意見を聞いて定める方法によらなければならないこととしております。

また、市場取引委員会の設置、確実な決済の確保、流通コストの低減に資する規制緩和等に関する規定を整備することとしております。

このほか、中央卸売市場の卸売業者の財務の健全化を図るため、卸売業者に対し必要な改善措置を命ずる際の基準を明確化するとともに、市場再

編の円滑化のための規定等を整備することとしております。

第二に、食品流通構造改善促進法の改正についてであります。

卸売業者及び卸売業者の経営体質の強化を図るため、農林漁業金融公庫からの資金貸し付けの対象となる卸売市場機能高度化事業に、その経営規模の拡大等を図るための措置を追加することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年、食品の多様化、産地の多角化、国際化等の進展と、消費者の食品に対する関心の高まりに対応して、消費者の視点を重視し、消費者が自己の判断で適切に商品を選択することが可能となるよう、食品の表示制度の充実を図ることが求められております。

また、民間の能力の活用、規制緩和及び国際基準との整合性確保の観点から、日本農林規格の制定及び格付の仕組みを見直すことが求められております。

このような内外の情勢変化に対応し、農林物資の規格及び表示に関する制度を見直すこととし、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、品質の表示に関する制度の充実強化であります。

一般消費者の選択に資するため、飲食料品についての機動的な表示の基準を定め、生鮮食料品については原産地、加工食品については原材料等の表示の基準を定めることとしております。

第二に、有機農産物など、生産の方法に特色の

ある農林物資の表示の適正化であります。

登録認定機関等の認定を受けた生産者が生産するもののみに、有機など、その名称の表示が付されることとなるよう措置することとしております。

第三に、日本農林規格及びその格付に関する制度の改善であります。

日本農林規格の制定に当たっては、国際規格の動向を考慮し、農林物資規格調査会の議決を経なければならぬこととするなど、少なくとも五年ごとに既存の規格を見直すこととしております。

また、認定を受けた製造業者等がみずから格付して格付の表示を付することができるよう格付業務等に導入するとともに、登録格付機関の格付業務等について、営利法人、外国法人が行うことができるよう措置することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

〇穂積委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

〇穂積委員長 ただいま議題となっておりまして各案中、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鉢呂吉雄君。

〇鉢呂委員 おはようございます。

きょうは特定農産加工法の審議でありますけれども、この法案は、輸入農産物あるいは輸入食料加工品の急増に伴う国内的な対応をする法案でありますから、きょうは、前段、先般政府が決定したと言われていることについてまず大臣に御質問をさせていただきます。このように考えております。

国際交渉成功の秘訣は、その交渉の方向、これ

が明瞭に示されて、さらにその実現に向けた強い意思が国民的に全体で固められる、そのことによつてその国の交渉に対する対応というものがしっかりと定められる、同時に、その交渉の過程についてはできるだけ透明性を持って国民にも知らされて、国民全体の総意によつてその交渉の最終段階の決定を図ることが国際交渉の最も肝要なことではないだろうかというふうに言われておりますけれども、大臣として、国際交渉についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

〇中川国務大臣 まず、国際交渉といえますならば、一般的に、国家と国家との間であるいはマルチの場で、お互いのルールづくりという今回の場合には最終目標があるわけでありまして、我が国としてどうしても譲ることのできないこと、あるいはまた、どうしても他国に対して主張をし、それに対して理解を得られること、これが最大の目的であると考えております。

この場合に、今回のWTOにつきましては、日本の提案というものが先日出たわけでございますけれども、我が国の提案というのは、日本の農業や食料、あるいは国家全体を守る、国民全体を守るということが基本にある、これは言うまでもありませんが、食料という人類に極めて必要不可欠な物資を、将来的に、安定的にすべての全世界の国民に渡るような主張というものが盛り込んでおるわけでありまして。

これが表舞台での交渉ということになるわけでありまして、その前段階として、民主主義国会におきまして、直接的なかわり合いを持つ農業あるいは農村、さらには消費者、つまり国民全体になるわけでありまして、国民的な理解、そしてその国民的な理解を形成する上で、民主主義における最高機関でありますこの国会の場、本会議、委員会、衆参合めて、それぞれが国権の最高機関であるわけでございますので、その場での御意見というものが、議院内閣制においては、政府が交渉に当たる上で極めて大きな授權をされてお

るといいますか、国会の御理解あるいは後押しのもとで交渉に臨んでいくということでございますので、来年からの本格的な交渉でございますけれども、今、国民的合意を得つつ、それに向かつて順次作業を進めておるわけでございまして、国会そして国民各層の皆様方のコンセンサス、あるいは基本的な合意というものを前提にして国際交渉に臨んでいくべきであるというふうに考えております。

○鉢呂委員 農水大臣が言われたとおり、国民的な合意を持って、交渉の前段階でそういうものをつくり上げて、あるいは国会の議論もしながらという御発言もございました。

大臣も御案内のとおり、昨年末の米の関税化への移行については、必ずしも広く国民の議論を徴したということにならなかったのではないかと、うふうに思わざるを得ませんし、それは昨年末の議論の中でも、大臣も一部認めていらつしやるところでありますから、ああいうことにならないように、本当に幅広い、またある程度の期間を置いた国民の議論、そしてそれに基づく合意に至る過程というのは大事なだろうというふうに思っております。

今回のこの日本の提案というについても、もちろん地方の説明会というものを、前段のこのペーパーに基づかないものでやったようでありませうけれども、大臣も今、消費者も含めて一般国民というふうにご答弁されましたけれども、まだまだ国民全体の議論になっておらないのではないかと、あるいは、政府の決定についても、三者合意については私も野党の立場から異議を申し立てた経過もございますけれども、生産者団体と協議をすることは我々必要であるというふうに思っております。しかし同時に、もっと幅広い議論、とりわけ国会での議論というものも必要です、それから今回、政府内部のこの日本の提案の練り上げについても私個人としては疑問に思っております。去年の基本問題調査会においては、国境措置、次期農業交渉についてはほとんど触れられており

ません。委員の皆さんも、これに触れずに行うということの一つの基本方針としてやってきたようでありませう。

私は、そういう意味で、政府の内部においても広く国民の意見を聞く、例えば学識経験者、もちろん生産者団体もそうでしょう、消費者の皆さん、そういう調査会というのがあるのか、審議会というのがあるのか、やはりきちんとした協議機関の中でこの問題についても議論をしておくことがとりわけ必要だろうというふうに思っております。

そういう意味で、今回の日本提案の議論の経緯、あるいは政府決定についても各省にわたることでありませう。もちろん、後でお話をさせていただきませうけれども、G8、ケルン・サミットにおいても、果たして小淵総理がこの農業協定、日本の提案についてどのぐらいの問題意識を持って当たったのか、甚だ不明確なわけでありませうから、内閣全体としてこの日本の提案について、きちんとした意思一致をもって当たったかどうか、そういうことも私は必要であるだろうというふうに思っています。

したがって、農水省としてのこの合意の提案についての議論の方法、それから政府内部での内閣としての見解のまとめ方、そしてとりわけ、国会でいまだ、もう一週間以上になるわけでありませうけれども、この問題について政府がこの場できちんと日本の立場について説明をして、そして集中審議を行うということが予定をされておらないのでありますけれども、その国会の議論について、大臣としてどのようなことを考えておられるのか、御答弁願いたいと思います。

○中川国務大臣 まず、今回の次期交渉に向けて我が国の提案、これは農業それから林水とセツトでお出しをしたわけでございますけれども、これは政府の公式な提案であるという位置づけで考えております。したがって、政府全体の考え方であり、各省庁とも事前に協議をしながらやつたものでございませうから、正式な手続は経ておりませうけれども、政府としての決定であるという

ふうに御理解をいただきたいと思っております。そこに至るまでの過程というものが重要であつたし、これからもあるべきだというふうに私も考えております。

この日本提案というのは、四月の末に決定という取りまとめをいたしました次期WTO交渉における対応の基本的考え方というもので、これは実は政府・与党間でつくられたものであるわけでございませうけれども、これをいわゆるたたき台といひませうか、骨格といひまして、その後、全国消費者団体、あるいはまた食料・農林漁業・環境フォーラム等の御議論、あるいはまた私自身、消費者団体の代表の皆さんと数時間懇談をさせていただきました。そして、農林省を挙げて、担当だけではない、全課長レベルで全国に、農政局単位で説明に出張をさせました。また、一般的な御理解をいただくために、農林省のホームページでも基本的な考えをお示しをしたところであります。

この基本的考え方を踏まえて、いろいろな御意見を国民各層からいただきました。そしてまた、本委員会でも何回かこの御議論があつたわけでございませう。これらを通じて、総じて、この基本的な考え方に基いて頑張りという御意見が多数であつたというふうに私は理解をしております。その過程での御議論を大変に参考にさせていただいた上で、より肉づけをした形で、三つの柱、御承知のように、多面的機能あるいは食料安全保障そして輸出入関係のバランスの問題、さらには発展途上国への配慮でありますとか市場アクセスの問題、いろいろございませうけれども、この三つの柱を初めとする幾つかの柱を立ててきたということでございます。

しかし、これも、実際に交渉に臨むまでにはまだまだ時間もございますし、これだけで交渉に臨むことも十分でございますから、引き続き国会の場を初めといたしまして、各界各層の皆さんにより日本の立場を御理解いただき、またそれぞれ、特に国会の先生方も議員外交なんというものが大

いに活用していただきながら、国全体で、国内はもとよりでありませうけれども、日本と全く考え方の違う国々、あるいはまた日本と考え方が比較的似ている国々を含めて、諸外国にも日本の立場というものを御理解いただくべく、これからさらにも努力をしていかなければならない。

あくまでも議論の中心は当委員会を初めとする国会の場であらうというふうに考えておりますが、最終的に交渉に当たるのは政府であり、政府は、議院内閣制におきましては与党のものとで政権でございますので、もちろんその位置づけながら、総合的な合意形成をつくりながら交渉に臨んでいきたいと考えております。

○鉢呂委員 大臣もお認めのように、省庁の協議、そして政府の正式の提案ということではないのですけれども、この提案をつくり上げる過程について、大臣、外務省、通産省、厚生省も関係あるでしょう、とりわけ小淵総理を含めたこの日本政府としてきちんとしたものに仕上げていく過程をやはり見せていただきたい、このことはお願いを申し上げますし、委員長にもお願いしたいのは、これは日本政府の重要な提案でありますから、当委員会できちんと早急に審議をしておくべきであらうというふうに思います。

大臣は、日本政府のこの立場について、多数は認めてくれたというふうに言っておりますけれども、農水省がまとめた地方説明会の御意見でも、次期交渉方針は、農水省だけで決めないで、もつと国民の意見をよく聞いてほしいとか、国民の合意の形成から情報公開してほしいとか、交渉において、できるだけ秘密の交渉をやめ、オープンでやってほしいとか、これは農水省の地方説明会のまとめであります。そのほか、私もいろいろ聞いてみますと、説明会は、単に説得会のような形で、地方の意見を時間的に聞く場がほとんどなかつた、政府の主張は極めて抽象的で、政府のはっきりした考えがわからないので、これで納得してくれと言われても困るといったような意見が方々から出ておるのであります。

そういう意味では、もちろん大臣もおっしゃったように、このことで終わるわけではありませんけれども、一つの対外的なものとしてこれが出されるわけでありまして、国民の皆さんの御意見をきかんとさらに踏まえて提案をすべきだろうというふうに注文をつけさせていただいておきます。

そこで、この提案についても、中身についていろいろお聞きしたいこともございます。

まず第一に、政府は、先ほど大臣も言いましたけれども、日本の、いわゆる多面的な機能ですとか食料安全保障ですとかあるいは輸出国、輸入国のバランスの問題等について、これを踏まえて交渉していく、このことは今のWTO農業協定の各条の改正につながるというふうに見えらっしゃるのか、大臣の率直な御意見をいただきたい、このように思います。

〔委員長退席、松岡委員長代理着席〕

○中川国務大臣 WTOの二十条で、改革過程の継続というものを進めていかなければならないということでございますから、まさに二〇〇一年以降どうするかということ、来年から交渉が始まり、そして、現実にはもう、表現が適切かどうかわかりませんが、非公式にテーブルの下でいろいろなことを、テーブルの下とすると、何か、密室ではなくて、非公式にいろいろやり合っているということであり、来月には私は五カ国農相会議に国会の御承認がいただければ出席したいと思っております。また、本来交渉の場ではないAPECで議長が勝手に何か一つの提案をWTOに出すというふうなおかしな動きもあるようでございますし、また、十一月にはシアトルでのWTO会合ということ、もう既に準備作業といましようか本格的な闘いに入りつつあると言ってもいいのだらうと思いますが、あくまでも正式交渉は来年以降であり、その間、今先生からお話ありましたように、やるべきことはいっぱいあると思っておりますが、その中で、だんだんより具体的な、つまり個別のことになっていくのであろうと。基本原則は

これで私は御理解をいただいたと実は思っておりますわけでありまして、柱としての位置づけとしては、では、具体的にどうするのだ、数字あるいはまた黄色と青と緑だ、こういうようなこと等を、今国内の農業改革もやっている最中ではないですか、それとWTOとの関連という中では、現行の国内の農業改革との整合性も必要になってくるわけでありまして、いすれにいたしましても、我が国としては、冒頭申し上げましたように、我が国として主張すべきは主張していく。そのためには、では現行WTO協定がどういうことになるのかというの、話し合いというのか、合意があるのかというの、極端に言えば、我が国の主張が通って合意されるということが最大の目標であって、これが実であるとするならば、それに伴うのがそれに整合性を持つ条文であるということがございますから、今から条文を変えることが目的だということとは申し上げることはできないわけでございます。

とにかく、各国との交渉の中で、我が国の主張をいかにWTOの枠内で主張をし、実現をしていくかということが最大のポイントであり、そこから、条文がどうなっていくのかということが、ある意味では事務的な次の作業としておのずから出てくるというふうには現時点では考えておりますので、条文の変更をするのしなないということ、は、ある意味では次の作業、細かいところでは非常にまた激しい対立があるかもしれないけれども、現時点では、とにかく我が国の基本的な主張として、それに基づいて具体的な交渉が始まっているというところの中で、我が国の主張がいかに諸外国に理解をされ、合意として取り入れられるかというところに今は最大のエネルギーを注入すべきであるというふうに考えております。

○鉢呂委員 それでは、今大臣もおっしゃいました協定の二十条、これは改革過程の継続ということでありまして、根本的改革をもたすように助成、保護を実質的かつ漸進的に削減すると

いう長期目標の中で二〇〇〇年から交渉を再開するという条文であります。

これについて、大臣は、大枠では、合意によって実質協定が改正されるという立場を今とったわけでありまして、やはり日本のきちんとしたスタンスを大臣として出せるものは出していただきたいということをお願いする中で、この保護なり助成というものを削減していくということ、これは、先ほど言いました日本のこの立場、いわゆる多面的な機能なり食料安全保障というものを打ち上げていく中で、これは修正もしていかなければならない、条文の修正ということではなくて、この考え方自体を変えていかなければならないという立場に立つかどうか。

例えば、大臣も御案内のとおり、OECDの合合ですとかFAOでは、いわゆるここで言う非貿易的な関心事項あるいは日本が言う多面的な機能というものを非常に重要視するコミニケがもうほとんど出てきています。ただ、国際貿易の場においては、こういう形でなくとも削減をし、自由貿易で広がりを持つていく、農産物であっても国際的な広がりを持つていく、自由化の方向だということ、WTOは言うておられるわけでありまして、ここに触れるような形で根本的な、触れるか触れないかは別でいいんですけども、抜本的な日本としての立場を主張していくかどうか、お聞きをいたしたいと思っております。

〔松岡委員長代理退席、委員長着席〕

○中川国務大臣 協定二十条は、改革をもたすために助成、保護を実質的かつ漸進的に削減するという長期目標が進行中だ、しかし次のことを考慮に入れて開始をしないということでございます。その中には、削減に関する約束が世界の農業貿易に及ぼす影響、非貿易的関心事項、そして開発途上国に対する特別かつ異なる待遇、そして公正で市場指向型の農業貿易体制。

この次のことの中には、まさに我が国が今回の提案の中で大きな三つの柱として申し上げております多面的な機能、そしてその一部分であります

けれども、世界各国に共通する食料安全保障、そして輸出国、輸入国のバランスを、是正するといった方がいんじゃないでしょうか、今がアンバランスでありますから。そういうようなことはまさに次の事項を考慮に入れてという部分で私どもは担保をされておるというふうにご考えておりますので、我が国の基本的な姿勢をWTOのルールの枠内でも交渉し得るし、また二〇〇〇年までで次期交渉はまた改めてやり直しましょうというものが二十条以前の基本的なスタンスになっておられるわけでございますので、そういう意味で、我が国の主張というものを大いに各国に御理解を求めていくということが一番大事な仕事ではないかというふうに考えております。

○鉢呂委員 私は、この二十条は実質的に削減をしていくという大枠、これが大前提でありますから、その中で一つの考慮という形で今大臣が言われたようなことはあるというふうにと受けております。

そこで、中身に入りますけれども、例えば日本の提案の本文の中で、農業の多面的機能というものについて、政策的な介入を国際規律上どのような位置づけでどの程度まで許容すべきか十分な検討が行われる必要があるということ、極めて抽象的な文言に終始をしております。これはほかの条文でもほとんど同じで、食料安全保障も多面的な機能の一つだということでありまして、ほぼ同じなわけでありまして、政府の姿勢は、この問題については問題ありとは言っておりますけれども、それをどういう国際規律にしていこうとか、どう許容する範囲を決めるのかとかということについて検討をすべき問題である、十分な検討が行われる必要がある、この程度の提案では極めて弱い。

大臣も御案内のとおり、テーブルの下どころか、いすには座っていないかも知れないけれども、立ちながら各国はいろいろ言っているわけでありまして、大臣もきちっと日本の、文章に書くのは日本のなかであれで書けないのかもわかりません

れども、何を言っておるのか、こういう農業の多面的機能や食料安全保障の立場からいって、現状の国境措置の水準を維持していくということも言っているのかどうか、口頭でよろしいんですけれども、大臣の考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○中川国務大臣 今のWTOの中で国境措置という、昔はいろいろな国境措置があったわけでありまうけれども、やはり前回の交渉の中で、例外なき関税化ということですべて関税に置きかえる。その特例中の特例として、例のイスラエル、フィリピン、韓国、日本のミニマムアクセスという制度が例外的に認められたわけでございます。あとは全部関税化ということでございますから関税化をする、日本も米につきましては関税化をしたわけでございますけれども。

ですから、農業交渉におきましては、やはり国境措置というのはこれはもう関税化である。そして、関税化に当たっての日本のスタンスとしてはやはり日本の国土あるいは安定的な食料供給をして国内的に言えば自給率をふやしていかなければいけないという制約という方向性があるわけでございますから、そういう意味で、関税のあり方についてほかの国が非公式にいろいろ言っております。そのような要求というのは、彼らの要求であるかもしれないけれども、とてもむづかしい。

一方、関税措置といながら、輸出国の方には輸出関税等いろいろなアドバンテージといひましようか、オブリゲーションではないアドバンテージが現に存在をしておるわけでありまうから、輸出国についての関税措置についても我が国としては主張すべきことがいろいろあるんじゃないかという意味で、関税の問題というのは次期交渉において一つの大きな議論であらうということには我々も重々認識をし、ですから、関税の議論に当たっても、先ほど申し上げたような三つの柱を中心とした基本方針をもって我が国の関税について交渉に臨んでいきたいというふうに考えてお

ります。

○鉢呂委員 いや、関税についての交渉に臨むということはこれはだれでもわかるんですけれども、どう臨むかということについては大臣はどのように考えるんですか。きちっと日本の提案として、そんな何%に下げるとかということは交渉の中身ですからいいんですけれども、食料安全保障についてもそれから多面的な機能についても、単に十分な検討が行われる必要があるというだけでは、世界に対しても国内に対しても全然メッセージとしては出てこない、そう思わざるを得ませんね。

例えば、国内の自給率を上げていくんだ、国内の生産を増大させるんだとわざわざ何時間もかかって国会であれだけ修正するために衆議院でも努力をさせていたいただきましたけれども、それを踏まえて世界の交渉に、自給率あるいは国内生産の増大ということも国際貿易と極めて関係があるわけでありまうから、国境措置について日本はどういう立場をとるのか、そこは大臣として明確なメッセージをしていただきたい、このように思ひます。

○中川国務大臣 具体的に何%だということとは、作業もまだしておりませんしお答えできませんが、とにかく市場アクセスの中で国境措置としては関税という問題が一番の大きなポイントになっていくであろう。その場合の考え方については、先ほど申し上げたように我が国の基本的な提案の中の三つの柱を初めとする我が国の立場を主張するための、その主張が通るための担保としての位置づけというふうに考えております。

○鉢呂委員 例えば市場アクセスについても、関税が、各国の自然的、経済的な条件の差異を調整する唯一正当な手法だというふうなこの提案は断定しておるんでありますけれども、果たしてそうかどうか。輸出制限というものを日本はここで厳しく批判をしております。同時に、日本の新しい基本法でも輸入制限というものを条文化しておるんです。輸入制限というものをきちっと明文化し

ました。我々は賛成しました。したがって、そういう輸入国における輸入制限というものもあり得るということについて、絶対的な、唯一正当な手法だということまでは私は必要ないのではないかと。きょうは時間がありませんから、集中審議があることを念頭に、余りこの論議はできませんけれども。

あるいは、例えば次期交渉の視点というところで、市場指向的な政策転換の円滑な実施を促進するための見直しをするんだと。各国は市場指向的な政策転換をしておるから、そのところは柔軟にという言い方でありまうけれども、市場指向的なとききまして、行き着くところは内外価格差を全くゼロにしていって、単に国内的に市場指向的に今日本はやっていましてけれども、外国との国際的な関係で市場指向というものをケアンズ・グループなりアメリカはねらつておるわけでありまうから、こども、こういうふうにい切つていいのかわるか。私は、もっと段階的、漸進的なものであるべきであるという形からいけば、この文言はやはり慎重でなければならぬのではないかと。いうふうに思ひます。答弁を求めたら長くなりますから、その点についてもまた後日御答弁をいただきたいと思いますけれども。

例えば、農業分野については他の分野と異なる特性を有するから、独立した農業交渉グループを設立して交渉していくんだ、これは事実上はいいんですけれども、日本の立場として、そこを言うのが果たしていいのかわるか。包括的な交渉をして一括の合意をしていくということが日本のスタンスであれば、もっとそこは、こういうところについてははかした形で臨んでいく。私が言いたいのは、環境分野もやるかやらないかということがあります。農業なり第一次産業というのは環境分野と極めて大きなかわりがある。林産物のところにはもっと詳しく書いてあります。農業の方には必ずしもそのことについて言及していませんけれども、農業と環境というのは密接な関係がある。そうすれば、環境についての横断的な交渉の中で

農業分野も連係づけていくという姿勢をやはり日本政府として打ち出すべきではないだろうかという考え方をしております。

いずれにしても、今回の政府提案は、なかなかそれは言いにくいところはあるかも知れませんが、個別具体的にはいかな点もあると思ひます。例えば、きょうの新聞が報じておるように、アメリカの下院の農業委員会の公聴会でアメリカの通商代表と農務長官がそれぞれ発言をして、例えば日本の米に当たる、高関税の代償として義務づけられているミニマムアクセス、農務長官は、その枠を拡大する、これを次期交渉に求めていくというふうな明言をしております。パシフィック代表は、ミニマムアクセスそのものは将来的には撤廃して完全自由化を求め、そういう考えも、二段構えで、農務長官は当面はミニマムアクセス枠を拡大していくんだと、通商代表は将来的にはミニマムアクセス枠を撤廃していくんだ、そして平均五〇%に上る世界の農業関税の削減を図っていくんだと、どんどん主張をしているわけでありまう。

ぜひ日本の立場として、大臣として、今私が言った一連の問題について、口頭でもいいですけれども、やはり少し発信をしなかつたら、日本の新聞でさえ、外国のこの情報をほとんど大きく報道して、日本の提案についてはほとんど一般のマスコミの皆さんは報道していませんね、この間の日本政府の決定についても。大臣として、臨む基本的な考えをもう少し鮮明にこの場で御答弁願ひたいと思ひます。

○中川国務大臣 先日、グリックマン長官が、今度のWTOの一番のポイントには農業とサーピスだ、特に農業だと言ったという報道がありまして、今回議会証言で、パシフィックさん、グリックマンさんがそういうふうな言われた。私は率直に言って、そのぐらいのことは言うだろうな、だから逆に、一喜一憂、跳び上がったというので、アメリカはその程度のこととは言うだろうな。また逆に、言わなきゃおかしいわけでありまして、そ

ういう意味で、一々、グリックマンが何言った、パシエフスキーが何言ったという事は、私は全く反論をする気にはなりません。我が国として発信すべきことは、この提案の中にもありますように、例えばアメリカの輸出に対するさまざまな優遇措置、そして輸入国に対する輸入義務といったアンバランスを何とかしようということであります。

一つだけ公の場で申し上げておきたいのは、パシエフスキーが、農業の関税率が五〇%になっているのは高過ぎる言っておりませんが、アメリカの乳製品、砂糖等は二〇%も三〇%も高率関税をかけているということをお忘れではないでしょうかというのをこの場でパシエフスキーさんに、伝わるかどうかかわからないけれども申し上げておきたいわけであります。

とにかく我が国としてきちっと、具体的な細かいことは別にして、国民あるいは対外的に発信できるように、この文章自体は各国語に訳してOECDあるいは各国に早急に配付する予定にしておりますけれども、一般的な国民が一般的な新聞の中であるいはマスコミの中で、アメリカの主張はこうだという一方的な情報だけ入るの、これも我々の国民的合意という観点からはプラスではございませんので、我が国としても、基本的な考え方ということで、具体的な数字が入るかどうかは別にいたしまして、国民にできるだけわかりやすく、最大限の広報といえましょうか、御理解をいただくための提供をしなければならぬということ、今までも、そして今後ますます必要のことだろうと考えております。

○鉢呂委員 大臣は、十七日、三者会議で、小渕総理を先頭に政府一丸で頑張る、こう表明されたというふうな報道されておりますけれども、今回のケルン・サミットにおいて、総理がこの日本の立場というものをどのようにG8で表明されたのか。G8のコミニケを見ますと、WTOに対するG8の強力な支持及び開かれた貿易に対するコミットメントを新たにする、すべての国々に対し

て、保護主義の圧力に抵抗するとともに、市場をより一層開放することを求めるといようなコミニケを出しておられるわけでありすけれども、日本の農業交渉における立場、これは一つの分野でありますから。しかし、シラク大統領のあの遣伝子組み換の食品に対する言及、そしてコミニケに入った、そういうものを踏まえてどういう小渕総理の表明があったのか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○大島(正)政府委員 お答え申し上げます。

先生御承知のとおり、十八日から二十日までの間ケルンで行われましたサミットでございます。サミットの議題は、現在の世界が当面いたしまし幅広の経済問題、貿易問題、その他いろいろございまして、そのうちの一つの重要な議題が、これからの世界貿易をどういうふうに行っていくか、こういうことでもございました。そこで、先生も今御引用になりましたサミットのコミニケにございまして、基本的には、保護主義に抵抗して貿易の自由化を進めていこう、この観点から、WTOの次期交渉を、広範かつ野心的な新ラウンド交渉を立ち上げよう、こういうことで一致があったわけでございます。

これに先立ちます、コミニケが出る前の議論というところでございまして、議論のときに総理からは、世界経済が困難に直面する中でも各国が保護主義に流れてはならず、新ラウンド交渉を通じて多角的貿易体制の強化を進めてこそ世界経済の持続的成長が可能になるということを発言されまして、さらに総理は、このような観点から、農業、サービス、環境、金融、貿易、鉱工業品関税や投資ルール、の策定を含む包括交渉として、一括受諾方式によつて三年程度の短い期間で成果を上げるようにすべきだ、こういう観点から次期ラウンド交渉を積極的に推進すべきだという立場を表明された次第でございます。

○鉢呂委員 農業に関する言及はなかったというふうな考へるわけでありす。

農水大臣は、七月の十八日ですか、五カ国農相

会議等、もつと国際的に大臣の強気な発言をせひしていただきたいし、強力な交渉関係で、きょうも私も民主党の部会でも、農水省なり外務省も含めてでありますけれども、WTOに対する対応の陣容についても前回の轍を踏まない形でもつと強力なものを持つべきだ。あるいは、大臣、フレンズクラブとか何かあるそうだけれども、ケアンズ・グループに比べて非常に弱い。それはいろいろ違いはあるかも知れませんが、韓国、韓国なりEUなりスイスなり、さまざまな国と多数派工作、政治の世界では多数派工作はつきものでありますから、やはりそういうところの、つくれた五カ国農相会議なんというものでなくて、日本が提唱して、きちっと日本がそういうグループをつくって世界に発信をするというふうな積極性がどうしても必要でないかな。もちろん、非政府グループも頑張らなければなりません、我々国会も含めて。しかし、政府のどんな交渉態度というものもやはり必要でないだろうかというふう

に思っております。答弁を求めればまた長くなりますから、決意も聞きたいところでありすけれども。

いずれにしても、ミニマムアクセス拡大という方向も出てきておられるわけでありすから、関税率を下げれば必ずしもアメリカの得になるわけではありませぬ、中国あたりが漁夫の利を得るわけでありすから。アメリカに対して直接物を言う、はれものにさわるように外から外からということではなくて、懐に飛び込んでアメリカにも対応するということ、そういうものが必要だろうというふうに思ひます。それはなかなか実務的なレベルではできない面もあるかと思ひますから、大臣のリーダーシップといひますか、そういうものをぜひ求めたい、このように思ひます。

そこで、きょうの法案の關係に移りますけれども、今回の特定農産加工法については、農林漁業金融公庫の資金が融通をされております。牛肉・オレンジから始まってもう十年近くなるんだと思ひますけれども、この農産加工品についての国内

の原料農産物の供給割合、国内の使用比率、これを牛肉と豚肉調整品製造業に限って、この融資をしたその業界に限って、原料として国産品というのはどのぐらい使われておるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○福島政府委員 先生御質問のありました件でございますが、農林公庫が平成元年度から平成九年度までの間に融資対象とした牛肉調整品製造業で四〇%、豚肉調整品製造業で四四%となっております。

○鉢呂委員 いずれにしても、半分以上の比率であります。これは委員長も御案内のとおり、ほかの特定農産加工業に指定されておるものについても国産品一〇〇%でないという実態です。

この法案の趣旨は、今回の趣旨説明は巧妙に避けておりますけれども、目的の第一条に、国内の農業の健全な発展に資するということで、国内の農産物の原料を輸入して、それを使って食品加工に、民間の食品加工業界がこういう税制上の、あるいは公的な資金を受けるということが目的ではあります。例えば第三条で、この特定農産加工業者、いわゆる輸入自由化に伴って影響を受けるというのを特定というふうに表示しておるんですけれども、それらがさまざまな、例えば特定設備の廃棄等経営改善を図るための措置に関する計画をつくった場合に、その計画の承認は、第三条の五項にありますが、地域、地域の農業の健全な発展に資するものであるかどうか、そこが認められた場合に承認をする、それによつて資金なり税制上の支援を受けるということになっておるのであります。

そういう意味からいって、この法案の趣旨に今の豚肉と牛肉の調整品製造業は反しておるのではないですか。

○福島政府委員 御質問の牛肉調整品製造業、また豚肉調整品製造業についてでございますけれども、先生御案内のように、国産の牛肉、豚肉というのはいかに生鮮用へ仕向けられる傾向にあるわ

けでございまして、加工肉分野では輸入依存度が非常に高いわけにございまして。国産原料の比率は、全国平均でございまして、牛肉調整品で一〇%、豚肉調整品で三〇%となつてゐるわけにございまして。

これに對しまして、先ほど申し上げましたように、特定農産加工法の対象企業の国産原料の使用比率は、牛肉調整品で四〇%、豚肉調整品で四四%ということにございまして、これよりも高くなつてゐるわけにございまして、この融資対象の特定農産加工品は地域農業とより深く結びつたものとなつてゐるというふうに理解してゐるところにございまして。

○鉢呂委員 それは数字からいけばさうでしようけれども、もつとこの観点をきちんと生かした、この法律の趣旨にのつとつた運用をしてもらなければ困るわけでありまして、さうでなければ、この法律自体を改正するというのを伴わなければならぬと私は思ふんですね。

大臣、今私が話しておりますのは、輸入自由化に伴つて、食品加工業がこの法律によつていろいろな支援を受ける、しかし、実際には国内の食品加工業がまさに空洞化現象を起してゐる。国内の原料農産物を使わずして、外国の原料農産物、砂糖ですとか、もう大臣の御案内のとおりです、ビートですとか、ソルビットなんというものが韓国から輸入されてゐる。でん粉、乳製品、凝乳製品、もうほとんど凝乳製品、何か物理的に二〇%塩をまぜたものが日本に入つてきて、国内食料品製造業がそれを使つてゐる。それを今回の法律が資金等で優遇措置を与えてゐる。

いろいろな事情でこうなつてきてゐることはわかります。それは一〇%と四〇%の違いがあるからいいのではないかというのが局長の主張ですけども、私は、そこはやはりもう非常にずさんなものになつてしまふというふうに主張せざるを得ないわけでありまして。

そこで、今回の大臣が定めました農政改革大綱で、加工あるいは業務用への国内農産物需要拡大

等を図るため、食品産業と国内農業の望ましい連携のあり方、その推進手法等について、法制化等を含め検討を行つていく、こう述べておるんですけれども、今言つたような国内農業との連携という形で法策化の具体的な方向にありますかどうか、お答え願ひたいと思ひます。

○福島政府委員 先生御案内のように、現在、国内の農水産物の三分の一強は食品産業に向けられてゐる。他方、食品製造業の原材料の七割弱は国産農水産物であるというところで、食品産業は農業と並ぶ、まさに車の両輪として国民への食料供給におきまして重要な役割を果たしてゐるわけにございまして。そうしたことから、食料・農業・農村基本法案におきましても、農業との連携の推進を図るなど食品産業の健全な発展を図るための施策の推進がうたわれてゐるわけにございまして。

それで、現在、農業者、食品産業あるいは消費者、学識経験者等から成ります研究会を設けまして、一つは、食品産業と農業との間の消費者ニーズ等に関する情報伝達の円滑化、それから、新商品あるいは新技術の開発の推進への支援、また、加えまして販路拡大の推進等、食品産業と国内農業の望ましい連携のあり方、それからその推進手法等につきまして現在検討してゐるところにございまして、今までヒアリングを行ひまして、その後論点整理を行つて、八月を目途に取りまとめたいということに、研究してゐるところにございまして。

○鉢呂委員 それでは、先ほど言ひましたように、大臣にもかかわりがある、製品輸入というものがほとんど低関税率でほとんど入つてきますね。もう大臣御案内のとおりです。これについてもWTOで、いわゆる今の関税番号といひますが、それを交えて農産物並みの輸入、国境措置というものをとる考えがあるかどうか、大臣から決意をお伺ひたいと思ひます。

○中川國務大臣 WTOの農業交渉グループの中で、どういふものについて、例えば米とか乳製品とか基幹的な作物がポイントになるわけにござい

ますけれども、今先生御指摘のように、凝乳製品あるいは調製品、類似品、これをどういふふうに掲うかということについては、HSの分類表の中の仕分けでまず整理をしていかなければいけないと思ひますけれども、国産農業あるいは国産食品産業に与える影響が、この制度があるからさう大きく影響を与えなかつたというふうには私も理解をしておりますけれども、現にかなりの外国製品が入つてきておるといふことについて、WTOでどういふふうにしていくのかといふことについてはこれから一つの検討事項ではないかというふうな考へております。

○鉢呂委員 食糧庁長官は随分余裕ある顔をしておりますけれども、食糧庁長官、この前も、私もこの委員会でも調査をした段階で、輸入米、SB S米はどこに行つてゐるのといふふうにお聞きしたら、十二万トンも入つてきてゐるのですけれども、ほとんどが業務用ですね。どこに行つてゐるのですかと聞いたら、コンビニで皆さんがおにぎりや弁当を買つてゐる、あのお米は外国のSB S米ですよ。

大臣、この輸入食料品以外でも、食料品でいいのですけれども、この原料の原産国あるいは原産地表示というものはやはり待たなしたと思ふのです。今言つたように、米という形で商品で出れば、これは食糧法できちつとなつております。食糧法じゃなくて、何だつたか、あれでなつてゐます。しかし、一たび炊き上がつて御飯になつてしまへば、この原産地は一切表示しなくてもいい。一〇〇%新潟コシヒカリですとかという弁当も売つておりますけれども、中身は定かでないのです。

牛乳も、大臣の十勝から生乳として関東に送られて、その工場でつくられれば製造者はその関東の工場所在地になりまして、商品価値があるから紙パックには北海道の牛乳とか書いてありますけれども、実際の製造を見たら、宇都宮市とか、やはりその食品の主要な原材料については原産

地表示をすべきであると強く申し上げたいのですけれども、お答え願ひたいと思ひます。

○福島政府委員 加工食品の原材料、要するに原材料の原産地表示の問題でございまして。

これにつきましては、学識経験者あるいは農業団体、製造業者、流通業者、消費者等から成ります検討会を開催しまして、品目ごとの製造、流通の実態等を踏まえた原料原産地表示のあり方なり表示可能な品目等について、現在検討を行つてゐるところにございまして。

当面、生産者なりあるいは消費者からの要望も強い梅干し、ラッキョウ漬け等の個別品目の原料原産地表示の検討、次いで国産原料使用と表示する場合の国産原料の使用割合といったような横断的な表示ルールを検討していくことといたしてゐるところにございまして、少なくとも梅干し、ラッキョウ漬け等につきましては年内を目途に結論を出していきたいというふうに思つてゐるところにございまして。

○鉢呂委員 時間がございませぬから、最後に緊急雇用、産業競争力強化対策、これについて大臣にお伺ひたいと思ひます。

今まさに新しい基本法をつくつて、食料、農業、農村という視点で新たな発足をしようという形になつております。まさに二十一世紀はいろいろな斜陽産業だと言われてゐるものが逆に脚光を浴びるという時代で、私はそういう意味で、農業や漁業あるいは林業を含めて、今は緊急対策でありますけれども、二十一世紀の新たなベンチャー産業というか、そういうものに位置づける必要がある。

その意味では、政府の今回の対策は、横断的にはその中に入つてゐるというふうには政府当局は言つておりますけれども、十五分野なら十五分野に加えて食料産業というやうな位置づけで、きちんと新たなベンチャー産業のやうな形の位置づけをすべきである。中川農水大臣はそのくらの御見識を持てる方だと私は期待をしてゐるので、ね。もつとそういう面での発言を政府内部でして

いただいて、今回まだ取りまとめはいいませんでしょうから、ぜひやっていただきたい。

例えば、雇用についても、農業等の就職相談センターを都市部につくるといふことでありますけれども、これだけでは全体的なものにならない。要するに、農業といつたって高度な技術が必要ですから、その高度な技術を習得して、本間に農業者として新たな形でいけるような就職技術センターのようなものをきちんとつくらなければ、なかなか簡単に言っても農業をやれるわけじゃありません。そういうものを位置づけて、これは何も政府がやるということではありませんけれども、民間も含めてそういう就職センター。

あるいは、例えば酪農ヘルパー制度が定着しつつありますけれども、なかなか人件費が大変だ。その酪農ヘルパーというものを新たな後継者、農業に対する担い手として位置づければ、もともと大きな広がりが出てくると私は思います。

人件費だからだめだ、大蔵省がだめだ、もうその一点張りでありまして、労働省はそういう賃金に対してもこういう緊急事態だということと助成をしておる時代でありますから、農業もそのくらい、担い手がいないということ、今昭和一けた時代の人がだんだんリタイアして、本当にいない時代になります。

今まさに新たな産業として、雇用を創出できるものとして農業を位置づける、その具体的な方策が私は必要だといふふうに思いますけれども、少し長くなっても大臣の御答弁をいただきたいと思っています。

○中川国務大臣 政府の緊急雇用対策並びに産業競争力の対策、これは農林関係も当然入っておりますのでございます。十五分野が、例えば農業とかあるいは鉄鋼業とかという業種別でやっておりますのじゃございませんので、福祉関係とかあるいはバイオ関係とか、そういうくくりでやっておりますから、何となく表に出てきていないような印象を与える、私自身も、途中感じました。

産業競争力会議の中で、なぜ日本の一割を占め

る農業、食品関係、そしてバイオ、あるいはまた種の問題等々、国民の健康と生命に直接かかわる部分の研究をプレゼンテーションしないんだというところで、ある食品メーカーの方のプレゼンテーションをしていただきました。また、農林省の中でも、それを受けた形で、よりブレイクダウンした形の検討会を今やっておりますのでござい

ます。そういう意味で、これからはまさに農業というのは私は先端産業であらうといふふうに思っておりますので、産学官一体となった研究、そしてそれを技術化し、製品として国民に供給をしていくということの役割は我が農林水産省の所管の事項においては極めて重い位置づけにあるといふふう

に考えておりますので、特に食品産業面以降の川下部分については、そういうことで総理も十分御理解をいただいております。直接の農業の生産サイドにつきましては、雇用面あるいは新規就農面、そしてそれに対する支援措置、いろいろ必要だろうといふふうに考えておりますが、これにつきましても、新たな時代の基

本法における新たなさまざまな農業経営あるいはまた農業支援といったものがこれから出てくるわけでございますので、そういう意味でも、緊急雇用対策あるいは産業競争力といひましようか、新しい技術を持った新規就農者が、あるいはまた大規模専業的な農業者がそういう方面により積極的に進出できるように支援をしていきたいと考えております。

○鉢田委員 以上で終わります。

○穂積委員長 次に、宮地正介君。

○宮地委員 きょうは限られた時間でございまして、流通三法の中の特定農産加工業経営改善臨時措置法並びにJAS法を中心に、少し大臣に質問させていただきます。

特定農産加工業のいわゆる経営改善臨時措置法でございまして、十年間実際にこの法律を運用いたしまして、さらにこの六月三十日で五年間の延長、こういうわけでございまして、この十年間を

どのように総括されたのか。それから、今後新しいWTO交渉という中で、また新しい変化が起きる可能性が十分予想されるわけでございしますが、その変化に対して今後どのように対処されようとしているのか。まず、この点について確認をしておきたいと思ひます。

○福島政府委員 先生御案内のように、特定農産加工法は、牛肉・かんきつの輸入自由化、あるいはUR農業合意等の農産加工品の輸入事情が変化し、それに対処するために金融、税制上の措置を講じまして、輸入自由化等によって影響を受けてます特定農産加工業者の経営改善を支援しているものでござい

ます。具体的には、この特定農産加工法が制定されました平成元年から九年度までの実績を見ますと、四百七十件の計画が承認されまして、農林漁業金融公庫等から総額千八百二十八億円の融資が行われております。また、税制上の特例措置も機械、装置の特別償却を中心に利用されているわけでございまして、特定農産加工業者の経営改善に一定の成果を上げていくわけでござい

ます。このことは具体的に言えば、製品の輸入が増加し、工場数が減少している中で、国内生産額を維持確保しているということなどにあらわれているわけでござい

ます。こういったUR合意などによります関税率の引き下げ等の国境措置の変更は平成十二年まで段階的に行われるということ、あるいはその影響はタイムラグを伴って平成十二年以降もあらわれてくるということから、今回、引き続き農産加工業者の経営改善に取り組んでいく必要があるわけでござい

まして、この法律の適用期間を五年間延長することとしたわけでござい

ます。今先生御指摘のございましたWTO交渉との関連でござい

ますけれども、このWTO交渉との関連におきまして本法をどういふふうに扱っていくかということにつきましては、交渉の結果なり、あるいはその時点での国際環境の変化等予測したい面があるわけでございまして、恒久法化等の

問題も含めまして、その時点の国際環境の状況なり、あるいは農産加工業の動向等を見て判断してまいりたいといふふうに思っているわけでござい

ます。○宮地委員 局長のそういう事務レベルのお話はもう私の会館の部屋でヒアリングが終わっておりますから、もう頭に全部入っています。そういう話を、この委員会の場で私は聞きたいと思ひているのではない。どう総括をして、今後の新しい事態にどう対処するのだ、ここを大臣に私は確認しているのだ、大臣、この点についてしっかり答弁してもらいたい。

○中川国務大臣 昭和六十三年の牛肉・かんきつ、あるいはウルグアイ・ラウンドで、日本の農産生産者だけではなくて、食品製造業者にも多大な影響が発生するということで、何としても金融、税制等の特例措置を設けようといふことでつくった制度でござい

ます。国際環境の変化によって、あるいはまた経済状況等によってこういう特例措置はうまくいけばなくなるかもしれないといふことで、五年ごとの延長といふことになったわけでござい

ますけれども、十年たちまして、依然として日本の景気が悪いか、円高になったり円安になったりいろいろなあれがあつたり、それから、輸入も相当程度のウェイトを占めておるといふことでござい

ますから、この法律に基づいていろいろな支援措置といふものは私は役割として十分果たしてきたと思ひますけれども、まだまだ今後五年間といふものを見据えたときには必要な法律ではないかといふふうに考えております。

まさにこの五年といふのは、WTOあり、新時代に向かつての、いろいろな景気の問題もございまして、そういう意味で引き続きこういう支援措置の法律が必要であるといふふうに考えております。

○宮地委員 この十年間で融資の総額が約千八百億出ていますけれども、たまたま金利が超低金利であるわけですからそんなに影響は出

ていないと思いますが、この原資はやはり財投の資金が原資になっているわけであります。財投というのは金利がやはり乱高下するわけであります。そういふ中で、これから五年延長する。今後どういふように経済が変化するかはわからない。この十年間においても相当金利の高いときも私はあったと思う。今は超低金利であるけれども、やはりバブルのころには相当高金利の時代もあった。そういうときには財投資金というものが使われてきた。

また、今回のこうしたフローアップというのは特に国内の中小企業を中心に、私は特に、資金一億円以下の中小企業に対して、どうやって経営改善のフローアップをするか、ここがやはり重点志向でなくてはならない。そう考えたときに、やはり超低金利時代においては、今は余り問題にならないけれども、経済というのは生き物なので、高金利になったときに果たしてこの財投資金一本でいいのか、あるいは一般会計から利子補給の制度、こういうものも検討する、こういうような新たな視点というものが十分持つていなくてはならない、私はそう考えているわけですが、そういうところをどう十年間を総括したんだ、ここを私は言っているわけでございます。

どうか大臣、この五年間の延長をまた一つの節目として、今後やはりこうした自由化が進む中において、国内のこうした食品加工業の中小企業対策についても十分に配慮した、弾力的な資金の運用についても政府として前向きに取り組んでいくのだ、こういう姿勢をぜひ示していただきたい、こう思います、いかがでございますでしょうか。

○中川国務大臣 確かに金利は乱高下いたしました、特にこの五年間は、今借りればいいのでしようけれども、五年前ということになるとかなり金利は高かったわけでございますから、これが、この法律に基づく金融措置だけではなく財投あるいはまた金融一般の一つの、今の時点で表現すればジレンマであろうというふうに考えております。しかし、長期的に安定的な資金が供給できると

いうメリットもございますし、一日も早い景気回復がなされていくならば、金利の割高感というものは消えていきますし、また、現時点で借りれば、それだけ金利の高騰による金利負担を少なく済んだという意味のメリットが出てくるわけでございます。

その辺は我々も非常に注意深く見守つてはおりますけれども、中長期的なチームの資金支援ということになりますと、どうしてもこれは、現実金利と借りたときのフィックス金利との乖離が一つの問題点になるといふことは、もう先生から御指摘いただくまでもなく、私自身もいつも悩んでいるところでございます。

○宮地委員 そういふ点を十分に政府としても配慮した中で、今回の五年間延長というものを我々は認めていきたい、こう思います。決して単なる延長ではないんだ、十年間の総括をしっかりと、そして今後の五年間に対してどういふような対応をしていくんだ、ここをしっかりと踏まえた上で、ぜひこの延長を十分に生かしていただきたい、このことを強く要請しておきたいと思つております。

そこで、JAS法の改正。今回、消費者の立場に立つたいわゆるJAS法改正が行われることについては、我々は大変評価をしております。そういう中で、既に農水省におかれてはいろいろ業界からの要請等があったと思つております。

例えば、弁当の關係の工業会とかチェーンストアから、生鮮食料品、加工食品の表示についていろいろと、特に弁当、調製パン、総菜、こうしたものについて大変難しい問題がある、コスト高になる、こういう業界からの要請もあったと思つております。

これについて、今どういふように検討されているのか。今回の法改正の立場をしっかりと貫いていくべきであろう、私はこう考えておりますが、この辺の検討をどうされているのか、この点について報告をいただきたいと思つております。

○福島政府委員 今回御審議いただいておりますJAS法改正法案におきましては、消費者の判断

によりまして適切に商品選択を行えるようにするためのよりどころをいたしまして、消費者向けのすべての飲食料品につきまして表示の対象にするというところで、生鮮品につきましては原産地、それから加工食品につきましては原材料を表示する等の措置を講ずること、また、国際的な表示ルールでありますコーデックスにおきましても横断的な表示基準が策定されておりますので、そうしたことも参考にしながら、消費者の視点を重視した農政の展開を図る一環としまして、すべての食品につきまして表示基準を定めることとしていくところでございます。

具体的には、改正法の施行後具体的な表示基準を定めていくわけでございますが、その際には、消費者の立場に立つて商品選択上必要な事項が適正に表示されるようにすることを旨といたしまして、消費者なりあるいは業界関係者の意見を十分聞きまして定めてまいりたいというふうに考えております。

○宮地委員 そうしますと、具体的に、JAS調査会の中にあるいわゆるワーキンググループ、この検討部会に、消費者の代表は当然でございますが、日本ベントウ工業協会の代表とかあるいはチェーンストア協会の代表とか、そうした方々も入れてしっかりと議論をして、理解と合意の中でこの問題をクリアしていく、こういうふうな理解していただくのか、この点についてしっかりと答弁していただきたいと思つております。

○福島政府委員 先ほど申し上げましたように、今回のJAS法改正によりまして、弁当、総菜等につきましても、加工食品としまして表示が義務づけられることになるわけでございますが、この原材料なり内容量等の表示につきましては、その商品特性にかんがみまして、具体的にどのような表示が必要なのか、あるいは可能なのか等につきまして、今先生から御指摘ございましたJAS調査会の下にワーキンググループを設けまして、消費者それから業界の関係者も入れまして、十分相談しながら検討してまいりたいというふうに考えて

いるところでございます。

○宮地委員 特に表示の困難な問題について、例えば、幕の内弁当では七項目程度の表示がこのたびのJAS法改正により百十項目を超す表示となると言われている、こういうふうに業界の方々も非常に心配をされているわけですね。

やはり消費者の立場、私は、情報公開の時代でございますから、情報はできるだけ開示をして、消費者の皆さんに安全な、安心な食品を食べていただく、これはもう当然だと思うのです。しかし、現実には、こうした日本ベントウ工業協会の皆さんなど、あるいは実際にチェーンストアで消費者に売る立場の方々が非常に悩み苦しんでいる。それから、実際に、中小零細企業の皆さんが、非常にコストアップにつながる、こういうことで非常に景気の悪い今日の経済環境の中で苦悩しているわけですね。

やはり、この苦悩を見て見ないふりをするわけには私はいかぬ。この点については十分理解をし、また、コストアップになるならば何らかのフローアップができるのかどうか。しかし、国民の健康と生命の保持ということがもう最優先ですから、これを踏まえてどう調整していくか。私は、これが今このJAS調査会ワーキンググループに課せられた重要な課題であらう、こう思っております。

これは大臣、非常に重要な課題でございますので、この点について見解をちよつと確認しておきたいと思つております。

○中川国務大臣 先生が冒頭御指摘のように、法律でも消費者の選択に資するためということが条文の中にはっきり書いてあるわけでありまして、消費者から見れば正確な情報が多ければ多いほどいい、全部を見るかどうかは別にいたしまして、提供としてはそういうことになるのだらうと思つております。

つくる方、表示する方から見れば、これは間違つていたら大変なことになりますし、非常に手間がかかるということも一方ではあつて、それをコス

ト転嫁できるのかできないのか、多分できないの
ではないかなという状況もあるわけでございます
から、両方のニーズをどういうふうに生かしてい
くかということがまさにJAS法を適切に運営し
ていく上で一つのポイントだろうと思います。

したがって、専門家あるいは業界団体の皆
さん方に御議論をいただいて、JAS調査会のも
とで今まさに現実的な、実用的な問題で御議論を
いただいておりますという状況でございます。

○宮地委員 大臣、余り歯切れがよくないのですが、私が申し上げた視点をしっかりと踏まえて、このＪＡＳ調査会のワーキンググループにおきまして、もぜひ公正、透明な議論をして、そして農水省としての決断をしていただき、また、財政的な面で、予算の面でフォローができるのであれば、これはできるだけのことをごぜひ対策として検討してあげていただきたい。

しかし、消費者の健康と生命を守るという立場はしっかりと踏まえた中で、JAS法改正と私は理解しておりますから、その点はしっかりとベースを踏まえた中で、やはり財政的な面でフォローできることはしっかりとやってあげていただきたい、こう思いますので、きょうは、強く問題点を指摘して、要請をしておきたいと思います。

そこで、もう一つ、最近の大変大事な問題として、宮城県信連が経営の危機に今瀕している、こういうことで、特に信連の信用事業の問題が国内でも大変大きくクローズアップをされてきているわけでございます。

まず、いろいろな報道がなされており、ますが、宮城県信連の経営危機の実態はどうなっているのか、この点について農水省としてどう把握をしているのか。

それから、言われるようにいわゆる百四十九億という繰越赤字が出た、そういうことで系統が資金援助をする、こういう方向で今全国信連会議も行われる、農林中金もこれに対して前向きに資金援助をする、こういう対策も考えていただいているようであります、この辺の対策がどうなっている

いるのか。

私が一番心配しますのは、何といひましても、
信連に金を預託している単位農協、また単位農協
に貯金をしている、いわゆる農業生産者、ここを
しっかりとまず保護をする、このベースに立つた
中でどう対策を打つか。さらに、信連は近い将来
農林中金に統合される、こういう方向になつてい
るわけですから、この辺の絡みでどういふふう
に経営改善をしていくのか。

まずこの三点について、明快に農水省の見解を確認しておきたいと思ひます。

○竹中(美)政府委員 宮城県信連につきましては、今回の事態に至った経緯でございますが、同信連におきましては、バブル期におきます有価証券運用の失敗がございまして、そこで多額の欠損を計上いたしました。それで、平成四年度以降、資産の処分とか人員の削減等に加えて、会員農協の

からの支援も受けながら懸命に経営再建に取り組んできたところでございます。

しかしながら、最近の景気の低迷の長期化とか、あるいは大口取引先の倒産等を背景にいたしまして、平成十年度決算において多額の償却、引き当てを余儀なくされたということでのこのたびの事態に至ったという経緯でございます。

それから、系統内部での具体的な宮城県県連に対する支援内容でございますが、宮城県県連におきましては、早期の経営改善を図るといふ観点から抜本的な不良債権等の処理策を検討いたしておりますが、この処理のためには、自助努力だけで

は限界があるということで、全国支援を全国団体に要請しているところでございます。

ら、宮城県信連の最大限の自助努力ということとは、前提にいたしながら、全国の各信連なり農林中金が支援していく方針でございます、先生のお話にもございましたように、具体的な内容につきましては本日の全国信連会長会議で協議されるところでございます。私どもうふうに聞いているところでございます。

としましては、系統組織の取り組みによりまして宮城県信連の健全な経営が確保される、そういうふうに考えているところでございます。

それから、先生の方から、貯金者の保護ということをお大前提に考えるべきであるというふうな御指摘がございました。私どもとしまして、認識は全く同じでございます。そういう観点から、宮城県信連におきましても抜本的な経営改善策を検討しているとございまして、自助努力と全国的な支援とによりまして、各聖堂の健全な経営回復を図ることを目指してまいります。

国的な支援によりまして経営の健全性が回復され
るといふふうに考えております。この取り組みに
よりまして、宮城県県連としての健全な経営が回
復されることを通じて貯金者の保護が図られると
いふふうに理解しているものでございます。

○宮地委員　この宮城県信連の再建策については平成四年から既に農水省は手がけているわけですね。実際、検査部としてはどういう検査を、今日までこの七年間チェックをしてきたのか、今ここまでに始まった問題ではないか、もう少し早い段階で対策を講ずることができたのではないかと

か、こう思うわけですが、検査状況はどうであつたのか。きょうは官房長が見えていないので、検査部長かだれか来ていればこの点を、時間がありませんが端的に説明してもらいたい。

○竹中(美)政府委員 お話にございましたように、宮城県県庁連は、最初は平成三年度の決算におきまして多額の欠損を出したということでございまして、その後、平成四年度以降経営改善に努めてきたということでございます。

私どもとしまして、この間の事情なり経緯は十分把握いたしております、これを踏まえまして、系統の上部組織とも一緒になりまして、経営改善計画の着実な実行でありますとか自己資本比率

率の向上、有価証券の含み損の早期の処理、あるいは分類貸出金の管理なり回収の適正化を指導してきたところでございます。

○宮地委員 金融監督庁をきょうは呼んでいるの
で来ていると思います。監督庁長官もこの問題に
ついて記者会見で、今後、場合によっては農水省

と金融監督庁が合同でこの検査をしていく、そうしたニュアンスの記者会見をやっているわけですが、金融監督庁として、この問題をどういうふう

にとらえて今後どう対処しようかとされているのか、この点について確認しておきたいと思います。

○五味政府委員 信農連の信用事業に関します監督といふのは、主管官庁が農水省、共管が金融再生委員会ということになっておりまして、一義的に農水省でこれをなさっております。特に検査ににつきましては、農協が行っております経済事

査ににつきましては、農協が行っております経済事業との関連が非常に深いということもありまして、現在農水省が単独でこの検査をなさっているというのが実情でございます。

今、記者会見というお話がございましたが、恐

らくこれは柳沢金融再生委員長の記者会見での御発言だと思います。これに関連いたしまして、金融監督庁の設立時に、金融監督庁設置法の附帯決議で「金融機関の検査、監督については、金融監督庁への一元化を推進すること。」という附帯決議をいただいております。

したがいまして、現在、これを踏まえまして信農連に対する検査について具体的に金融監督庁がどういふふうに対応していくか、特に具体的な検査の実施方法、これにつきまして検討中でございまして、今後適切な対応をとってまいります。

いまして、今後適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○宮地委員 時間がありませんので最後になるかと思いますが、やはりこうした信連の信用事業としようものの監督官庁として、非常に重要な局面にいま突いておられると思うので。

それは、二〇〇一年の四月からベイオフがどうなるかという重要な問題、いわゆるビッグパンの時期を今迎えているわけでございまして、都市銀行

行を初め金融業界に於いても、大きな再編問題があるいは信用事業についてのリストラ、改善、改革が今行われている最中ですね。そういう中で、農

協系統の信用事業においても同時進行で改革をしながら、また、そうしたビッグバンに対して対応し得る人的資源、こうしたもののノウハウという

ものもすっかりと私はこれから養成をしていく必要がある。

そういう中で、一つ宮城県信連の問題が今経営危機として出ましたけれども、これは、ただ宮城県信連の経営危機というところであつて、やはりこれからの農協系統の信用事業というものの対して、特にこうした新たなビッグバンという時代背景の中で、どう生き抜いていくか、どう国際的にも対応していくか、この視点が非常に私は大事であらう。

そういう意味合いにおいて、この宮城県信連の問題も、資金的な援助あるいは人的な援助、あるいは思い切った経営陣の刷新、経営改革、こういうものをしっかりとやり抜いて、そして全国に、農協系統の信用事業というものは、これからは自力で金融再編の、ビッグバンの時代に対応し得るような信用事業というものをやっていくか、これは大変なことになるぞ、生き残れないぞ、こういうガイドラインをしつかりと農水省が示して対応していくべきであらう、こう考えておりますが、この点について大臣の所感を伺つておきたいと思つております。

○中川国務大臣 まさにビッグバン、グローバル、地銀あるいはまた農協系であつても、アメリカやヨーロッパの動きを間接的に瞬時に影響を受けるというのがまさに今のお金の動きでございます。そういう意味で、農協系全体としては非常に体力といひましようかきつとしたものがある。したがって、宮城県信連につきましても、相互援助措置、あるいはまたいろいろな自助努力が基本でございます。農協系全体として他の農協系に影響を及ぼすことなくこの問題を解決することができ、検査の結果も見なければなりませんけれども、現時点ではそういうふうに私は私どもは考えております。

しかし、先生御指摘のように、ビッグバンあるいはまた全体のセーフティネットというものも考えましたときに、貯金者保護、あるいはまたほかの金融機関の問題が飛び火をしかねない、これ

は、こつちがよくても飛び火をするというようになことがまさに我が国の金融においてもあり得るわけでございますから、自分たちだけでしつかりしていても、ほかから影響を受けるということにもなりかねませんので、これを契機といたしまして、ほかの金融業態もいろいろと御努力をされておるわけでございますから、我々もいろいろとるべき最大限のものをとつて、農協系の金融秩序、あるいはまた農協系に貯金をされておる皆さんに対する安心感というものをさらに確固としたものにしていくことが必要であり、そのためには、ほかの金融業界、あるいはまたほかの金融監督関係の省庁、監督庁を初めとする行政とも密接に連絡をとりながら、より農協系金融機関の信頼性というものを厚くしていかなければならないというふうなことを考へております。

○宮地委員 新しい農業基本法がいよいよ参議院で成立をいたしますと、我が国の二十一世紀の新しい農政改革がスタートするわけですから、私は、その中における農協系統の信用事業の改革、これも同時進行していくべきであらう、こう考へておりますので、どうかこの宮城県信連の問題は、災い転じて福となす、このぐらいの決意でぜひ前向きに取り組んで、今後の新しい出発に呼応した信用事業になるように期待をして、質問を終わりたいと思つております。

○穂積委員長 次に、藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正案について伺ひをいたします。

この法案は、輸入自由化事後対策法案というふうに私は呼んでおります。大臣にぜひ聞いていただきたいんですが、一九八八年の自由化以降対象十二品目の輸入量の推移を見ますと、かんきつ果汁で六・八倍、非かんきつ果汁で十一・七倍、パイナップルの缶詰で二・五倍、トマト加工品が二・八倍、でん粉一・三倍、乳製品一・一倍、牛肉調製品一・六倍、こんにゃく粉二倍、そして豚肉調製品四・二倍というふう

に、輸入量が急速に増加していることが歴然としていて、輸入自由化の効果があまりに輸入自由化、関税化の効果であります。

では、国内生産量はどうかということと同様に比較してみますと、これは、かんきつ果汁が国内生産量で同じ期間に三〇％減、非かんきつ果汁が二〇％減、パイナップルの缶詰が七〇％減、トマト加工品が二〇％減というふうな、多くの品目が生産量を減らしているわけでありまして、私は生産者の皆さんにもお話を聞きましたが、例えば加工原料用のミカンが、取引価格あるいは農家手取り、どれを見ても八八年当時の三六％に落ち込んでいます。そして今、和歌山の有田で言われているのは、キロ三円から四円にしか売れない、これは農家の皆さんに言わせると、川に捨てられぬから生産工場に持つていくんだというふうなことで、大変深刻であります。

私は、ここに輸入自由化の本質がよくあらわれているというふうに思ひます。事後対策を否定するわけではありませんが、事後対策ではとても守り切ることができない。そこで、私は大臣にお伺ひをしたいんです。本来、輸入自由化を回避することこそ、私たちが日本政府が選択すべき道だつたのではありませんか。大臣にお伺ひをいたします。

○中川国務大臣 牛肉・かんきつ、特に牛肉につきましては、昭和三十年代からいろいろな要求がアメリカからあつたというふうな聞いております。そのたびに歴代農林大臣が大変御苦労されて交渉をまとめ、守つてきたわけでありまして、昭和六十三年に牛肉・かんきつ十二品目がこのようになったわけでありまして、私は、それがなければよかったということとはそれとおりだろと思ひます。それはあるべき姿でありまして、現実政治におきましては、我が国は多数の国々と友好関係を持ち、自由主義経済という名のもとで日本の農業、農村を守つていくことが大前提でありますから、何を言つても御自由だと思ひますけれども、しなかつた方がよ

かつたんじゃないかという御意見は御意見として、私から一々コメントを申し上げる必要はないと思ひます。

○藤田(ス)委員 この問題は次期交渉にもかかわつてくる問題でありますので、私は大臣に、関連した問題で続けていきたいと思ひますが、日本提案の文章を読ませていただきました。

この中で、市場アクセスの中では、「輸出国が輸出制限措置を採り得る現行の貿易ルールを踏まえれば、輸入国において食料安全保障の観点から環境措置を講ずることは、輸入国の正当な権利であると考える」としてゐるわけでありまして、けれども、この環境措置にはどのような措置が含まれているのか。輸入数量の制限、輸入規制、あるいは自由化の撤回、こういうものが含まれているのでしょうか、いないのでしょうか。

○中川国務大臣 今度の提案の中に書かれております文章につきましては、我が国の基本法の中にも条文がございますけれども、いわゆるセーフガードあるいは特別セーフガードという措置をとることができ、原則は関税であるということでございます。これが輸出国のあるところであるというところがあるわけでございます。

なお、関税化してなければよかったんじゃないかという先ほどの御質問でございますけれども、仮に関税化をしていかなかった場合には、とてもこういう交渉の議論にはならなかつたというふうに私は私どもは考へております。

○藤田(ス)委員 とおっしゃることは、結局、環境措置といつても関税化の枠内ではない、そういうことですね。

もう既に日本は、米も含めて農産物について関税移行を済ませてしまつてゐるわけでありまして、から、そうすると、要はこの関税率をどう維持していくか、それが環境措置の中身になると言つても言い過ぎではないと思ひますが、その点についてはどうなんでしょうか。

○中川国務大臣 前回の交渉で、輸出国もウエー

バーとかいろいろなものがありましたけれども、いろいろなものがなくなつて、とにかく包括的な関税化というルールが大原則として、唯一のルールとして、国境措置としてでき上がったと言つてもいいんではないかと思ひます。しかし、その原則の中に特例措置というものがあつて、その一つとして、輸出の極めて権利義務関係のバランスを欠いた幾つかの措置が残つてゐる。

我が国としては、関税化というものが大原則になり、米もそういうことにしたわけでございませうけれども、先ほど申し上げたように、肉にいたしましても米にいたしましても、一般論として、基本法におきまして、国内に影響を及ぼす場合にはセーフガードあるいは特別セーフガード、これはWTO、ガットで認められておるルールでございませうから、これを適切に発動するという権利を持つておるわけでございませう。

なお、これをやるためには、食料安全保障の確保のためには国内の農業生産の増大を図ることを基本とするということが大前提であり、そのために国境措置というものが必要である。その場合には、輸入国において安全保障の観点から国境措置を講ずることは輸入国の正当な権利であるということでございます。

輸入国としては、関税というものが大原則であり、そしてまた、異常な輸入の急増に対抗するような、先ほど申し上げたようなSGあるいはSSGといったものもガット上認められておるということでございますから、これらを最大限有効に使うことによって国内の生産あるいは消費者の混乱を防止していかねばならないというふうに出ておられます。

○藤田(ス)委員 セーフガードが認められてゐる、それがルールであつて権利であるといひながら、日本はセーフガードの発動はしていません。私がここで聞きたいのは、果たしてこういう日本の提案が本当に関税率を維持、とりわけ米のような高関税率を維持することが実現できるのかどうかという点であります。

発表された提案骨子を見ますと、「現行WTO農業協定の規律の枠組みは基本的に維持しつつ、各国が取り組んでいる市場指向的な政策転換の円滑な実施を促進するよう、」というふうに書いてあります。これは、現行のWTO農業協定を見ましても、前文で、「合意した長期目標が公正で市場指向型の農業貿易体制を確立することである」というふうにしてゐるわけであります。この方向で規律の枠組みが確立されてゐるわけでありませうから、この枠組みを維持することを諸外国に表明しながら、果たして、高率関税を維持することが実現できる、政府はそういうふうなまじめに考えていらつしやるのかなどというところが大臣に聞きたいところでありませう。

○中川国務大臣 国境措置としては基本的に関税というものがあつて、そのほかにもSG、SSGという非常に時に対する対抗措置がある。一方、アメリカにはスパー三〇一のようなものも見てWTOに反するものがある、アンチダンピングに対する対抗措置の問題というのがこれからのWTOの一つの議論になつていくのではないかとされておるわけであります。

我が国としては、日本の食料を守り、そしてその多面的な機能、安全保障というものを生かすために、それを実現するための交渉をしていくわけでございませうから、これからさらに改革を進める、イコール関税率だけを下げるといふ議論ではなくて、あえて私どもはWTOという土俵の中で改革すべきものは改革をしていく、それが先ほどから申し上げております三つの大きな柱を初めとする我が国の主張でございます。

これは、我が国の主張というものは、今までのWTOの体制の流れを変えていき、我が国だけではない、発展途上国の立場、あるいはまたほかの輸入国の立場も含めまして、バランスを欠いたものからバランスのとれたものになるように、これから努力をしていくわけでございませう。

○藤田(ス)委員 バランスを欠いたものからバランスのとれたものにしていくために、現行のWTO

○農業協定の規律の枠組みを基本的に維持しつつそれを図ろうということになつたら、あえて関税率を引き下げるんだということではないといううなことで、一体何が実現するのかなというところが率直な意見であります。

この問題については引き続き質問をしたいと思ひますが、ここで委員長にもお願いをしておきたいと思ひます。

この問題は、先ほどからも出ておりますが、当委員会でも集中的に審議をし、本当にその意見をぜひとも反映できるようにお取り計らいをいただきたいと思ひます。いかがですか。

○穂積委員長 WTO関連の集中審議については、理事会で協議いたします。

○藤田(ス)委員 次に、この法案の中の新技術資金について伺ひたいと思ひます。

この新技術資金のほかに特定農産加工資金は、共同化資金、高度化資金あるいは転換資金というふうにあるわけですが、この融資状況を見ていきますと、その八三%が新技術資金であります。この三年について見れば、その九割が新技術資金になつてきてゐるわけであります。

この新技術資金の中でも、乳製品に対する資金需要が最も多く、この間に三百七十九億円余に及んでゐるわけであります。この乳製品に対する資金の問題で、一体この資金需要の内訳はどうなつてゐるのか、わかれば、国産品使用の割合、それからどのような新技術開発がその中で進んできたのか、明らかにしたいと思ひます。

○福島政府委員 先生御指摘のように、乳製品製造業への融資でございますけれども、経営改善計画の承認件数は乳製品製造業が一番多いわけでございませう。

融資実績でございますが、平成元年から平成九年まで百三十四億四千四百三十三億円でございませう。全体で千八百二十八億円でございませう。二%でございます。その内訳でございますが、新技術資金が百九十九億三千八百八十億円、共同化資金が十二億の十五億円、転換資金が三億の一億円、

施設高度化資金が十億の七億円でございませう。

また、経営改善の例としましては、軟質のフレッシュチーズでありますモッツァレラチーズ、我が国では余りなじみがなかつたわけでございませうが、ピザ用等の需要が最近伸びてきておりますことから、このための生産設備を導入しまして、地元産の原料の九割の需要者として地域酪農の発展に寄与してゐる、そういう例。あるいはまた、コンビニエーター制御されたアイスクリームの製造によりまして、省力化による生産効率のアップによりまして、地元産の原料の安定的な需要先として地域酪農に寄与してゐる例などが挙げられるところでございませう。

○藤田(ス)委員 ちょっと確認しておきますが、新技術開発資金は三百七十九億円余、四百三十三億円といふのは他の資金も入れての数字じゃございませうか。新技術開発資金は三百七十九億円余、百九十九億、違ひませんか。

それで、その中で大企業、中小企業、農協の割合を聞いてゐるわけですか。

○福島政府委員 先生御指摘のとおりでございます。乳製品製造業の新技術資金は三百七十九億円でございます。そのうち、大企業が百四十四億円、中小企業が二百七十一億円、農協等が四億円ということでございます。

○藤田(ス)委員 新技術開発資金は、今おっしゃつたように百九十九億、三百七十九億円余であります。そのうち百四十四億円が大企業の方に活用されております。割合でいうと三六%に相当いたします。しかし、これは五社九件の対象でありますから、非常に大きなウェイトを明治、森永など大企業が占めてゐるということになるわけであります。

そういう点で、私は、この新技術開発資金というのは相当性格も変化してきてゐるんじゃないかと思ひますので、特に求めておきたいと思ひますが、改めて言うまでもなく、新技術開発資金が企業の経営強化だけに寄与して地域酪農の維持拡大に反映されなければ、これは文字どおり本末転倒になつてしまふわけでありますから、その点に

ついでに、国が融資の際にきちんと点検をしてお
く、とりわけ大企業の活用については国が責任を
持つて点検をしていくべきだというふうに考えま
すが、この点はどうかお考えでしょうか。
○福島政府委員 先ほど先生の御質問にございま
した乳製品製造業の国産原料の割合でございま
すが、国産使用比率は九九・五％という非常に高い
比率になっております。

また、御質問の、どうやってチェックしている
かということでございます。これはこの法律の三
条五項二号の、地域の農業の健全な発展に資する
ものであるということが認定の要件になっている
わけでございまして。知事が個々の企業の作成し
た経営改善計画の承認を行う場合には、そうした
観点からチェックをすることとしておりまし
て、具体的には、原料の使用量あるいは人手先
そういったものを経営改善計画に記載することに
してございまして、知事は計画の審査に当たって
いるわけでございまして。また、その状況につきま
しても適宜把握をするということでもって、報告等
をお願いしているところでございまして。

○藤田（二）委員 私の言っていることに答えてい
ないんです。

例えば、農林金融公庫のアンケートについても、
国の方は一々報告を受けていません。知事がチェッ
クすることは知っています。だからこれから
は、大事なことには国がきちっと責任を持って、
地域農業の振興に本当に役立つようになってい
るかというチェックをやはり行うべきじゃないか
ということを申し上げているんです。イエスカノー
か、それだけ聞いて、質問を終わります。どうぞ、
答えてください。

○福島政府委員 国におきましても実態を把握し
まして、適正な運用に努めてまいりたいというふ
うに思っております。

○藤田（二）委員 以上で終わります。

○前島委員 時間も経過してしますので、一、二
お伺いをしたいと思います。

大臣に、最初に新農政、新しい農業基本法を今
後展開していくに当たって食品産業、農産加工業
をどう位置づけていくかという点を基本的にお聞
きをしておきたい、こういうふうに思っているわ
けであります。

御案内のように、食品産業と地域の農業という
のは一体的なものであるし、非常に重要である
ということも言わずと知れている。また、農業
を取り巻くこれらの状況等はいろいろあると
思いますが、やはり自由化という大きな流れは選
けて通れないとすると、現在国内で生産される農
産物の三分の一が食品産業に投入されているとい
うんだけれども、やはりその辺のところを今後ど
う比重を、ウェイトを高くしていくかということ
が、農業基本法の基本的なねらいである自給率を
向上させていくとか、あるいは国内生産を増大さ
せていくこととどうも連動してくる問題だろ
うな、こういうふうに思います。

そういう面では非常に難しい課題が山積をして
いると思います。よく生産、提供サイドからは内
外価格差の問題が言われている。そのことが空洞
化の最大の要因であるとか、あるいは質、量にお
いてもやはり安定供給という面が生産サイドに求
められている等々、いろいろな課題があるわけで
あります。そういう課題を克服しながら、やはり
これからの新農政の展開を見ると、自給率を上げ
たりあるいは国内生産を増大していくためには、
食品産業の位置づけというのは非常に重要になっ
てくるだろうな、こういうふうに思います。

それなりにやはり相当な決意もまた伴ってくる
問題だろう、こういうふうに認識するわけであり
ますけれども、そういう面では、この二十一世紀、
新しい農業基本法の具体的な展開の中で、食品産
業の位置づけ、それに対応する生産の側は今後ど
うやるかとしているのか、その辺の基本的な位置
づけをちょっと聞いておきたい、こういうふうに
思います。

○中川国務大臣 日本の農業の粗生産というのは
十兆とか十一兆とか言っておりますが、末端では

百兆円ということでございます。その間に食品
産業というものが何らかの形で絡んでいるものが
大変多いんだらうと思います。

そこで、今度の基本法におきましても、国の責
務とか地方公共団体の責務、農業者の努力目標、
消費者のあり方と同時に、食品産業界についても
一条あることは先生も御承知のとおりであろうと
思います。

つまり、生産者そしてまた生産側に近い食品産
業と、それから末端の、末端といましようか川
下の、文字どおり国民全体に食を安定供給する上
で、やはり食品産業というものが、ある意味では
一番端っこ同士の生産者と消費者をつなぐ一つの
大きな役割も担っているのではないかと。そういう
意味で、小売も大事でありますけれども、食品産
業というものが安定的に我が国で発展をしていく
ということが、やはり生産サイドの発展と同時に
我が国の安定的な食料供給の車の両輪であろうと
いうふうに考えております。

○前島委員 食品産業の発展のために資材を提
供する生産の側の対応ということも、非常に課題
もあるだろうし、大事だろうな、私はこういうふ
うに思います。そのことが、これからの新農政の
新たな展開によって、また重要な位置づけになっ
てくるだろう、こういうふうに思いますので、ぜ
ひ、食品産業を位置づけると同時に、それに対応
する生産の側の改善ということを今後の農政の展
開の中で重要に位置づけてほしいなということ
を、要望としてお願いをしておきたい、こういう
ふうに思います。

それから、今度は具体的な食品産業の側ですけ
れども、今後、日本の経済改革の中で、どうい
うな指導といましようか、どういう支援策を
基本的な考えでいるかというところをちょっと聞
いておきたいと思うのです。

御案内のように、今、規制緩和等々が盛んに言
われている。要するに、経済の構造改革、活性化
を求めているわけでありまして、その前提となる
のが、通産省、中小企業庁が今度の国会で提出し

ておりますが、いわゆる中小企業経営革新計画と
いうあれがおりますね。

これは今までの中小企業対策の基本的な方針転
換ですね。いわゆる企業単位に比重を置く。今ま
での協同組合、あるいは事業者だけではなくして
業界単位で物事に対応してきた中小企業対策を、
これからは個別企業を中心にいくぞ、こういう関
係の基本的な転換なのであります。

やはり食品産業にもこの自己責任原則に基づく
新しい経営方針というのは当然影響をしてくる。
片や、農業の側としては、まだ依然として共同主
義というものが片っ方だけで展開をされている。こ
れからの食品産業を支援していく、指導していく間
の、その辺の基本的な対応のあり方というものを
今後どうしていくのかということが一つ。

それから、やはり私は、いろいろな規制緩和だ
とか構造改善がなされていくわけで、そのことは
基本的にいいのでありますけれども、同時に、こ
の食品産業というのは、環境とか安全性という
ものが片や非常に重視されているし、また重要な
こと、こういうふうに思います。このことがまたこ
れからの規制緩和との関係の中で、やはり私は慎重
に対応しなくちゃいかぬ重要な点でもあらうか
な、こういうふうに思います。

そういう基本的なさまざまな課題の上に、国際
化、自由化というものがさらにのしかかってくる
のではないだろうかな、こんなふうなことが予測
されるわけでありまして、生産サイドもさること
ながら、この食品産業、農産加工業サイドの方も
相当の課題もあるだろうし、いっぱい問題もある
だろうな。その上に、さらに発展させていくため
には相当な対応が行政の側も求められるだろう
し、業界の努力も求められるだろうな、私はこう
いうふうに思っています。

そういう面では、食品産業に対する基本的な指導
の方向というような問題、先ほど言いました共同
主義、共同化の問題と、今の個別企業中心の対応
との関係の調整とか、あるいは環境とか安全
性の追求との兼ね合いの中で、どういう指導をし

ようとしているのか、どういう対応を求めているのか、その辺のところをちよつと基本的に聞かせていただきたいと思います。

○福島政府委員 先生御指摘ございましたように、食品の安全性の確保というのは重要な課題であるわけでございます。業規制におきましては規制緩和の方向にあるわけでございますけれども、安全性の確保につきましては、より厳しいといえますが、厳密な方向で対応すべき問題だといふふうに考えているわけでございます。

具体的に食品産業にしましては、安全性の確保に向けて、前年制定されました食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法、いわゆるHACCP手法支援法でございますが、これに基づきますHACCP等導入の促進が一つでございます。

また、流通段階におきます生鮮食料品等の取り扱いガイドラインを作成するということ、また、食品の製造過程におきます環境ホルモン等の影響を受けない技術の開発、具体的には内分泌攪乱物質の溶出のおそれのない包装容器の開発であるとか、あるいは食品原材料中あるいは製造過程におきます内分泌攪乱物質の失活なり除去技術の開発等、そういった安全性確保対策の充実強化を図っていく必要があるというのが一つの方向でございます。

それから二番目の方向としましては、やはり川上と川下の連携を強めていく必要があるだろうというところでございます。これは食料・農業・農村基本法の中にもございまして、農業との連携を深めることによって双方プラスになる施策を展開する、そのための推進方策なり支援方策につきましまして、現在研究会を設けて検討しているところでございます。それを受けまして必要な施策を展開してまいりたいというふうに思っております。

○前島委員 言うのは簡単ですけども、相当の努力を要する課題が、生産の側にも業界の側にもいつぱいあるということですね。

その中の一つとして、私は、技術開発、共同研

究という問題も、これをやりさえすれば無限の可能性というのとは出てくるんだけど、個別企業としてそれが対応できるかなという問題なんかもいろいろあるうと思ひます。

時間が来たから質問を終わりますけれども、この共同研究あるいは技術新開発の問題なんかもやはり政府の責任は非常に大きいだろうなということも思ひます。その辺の十分な対応もぜひお願いして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○穂積委員長 これにて特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する質疑は終局いたしました。

○穂積委員長 これより本案に対する討論に入るのではありませんが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○穂積委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○穂積委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○穂積委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本日、趣旨の説明を聴取いたしました内閣提出、参議院送付、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につ

きましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○穂積委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十七分散会

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「十年」を「十五年」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

第二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の四第九項中「平成十一年六月三十日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の八第二項中「平成十一年六月三十日」を「平成十三年三月三十一日」に、「平成十一年分」を「平成十三年分」に改める。

附則第三十二条の九第三項中「平成十一年六月三十日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第三条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「平成十一年六月三十日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

理由

農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を五年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

（卸売市場法の一部改正）

第一条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

第二条第一項中「（一般消費者の日常生活と密接な関係をするその他の農畜水産物で政令で定めるものを含む。）を」及び「花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係をする農畜水産物で政令で定めるもの」に改める。

第四条第二項第四号中「を行なう」を「又は仲卸しの業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前二項の規定は、卸売市場整備基本方針の変更について準用する。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 開設者は、第九条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係る前項の認可の申請をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより選定した卸売業者（第十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下この章において同じ。）、仲卸業者（第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同

じ。第三十六條第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、第十三条の二第一項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

第十三条の次に次の三条を加える。

(市場取引委員会)

第十三条の二 開設者は、中央卸売市場における売買取引に必要事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会(以下この条において「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会は、業務規程の変更(第九条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に限る。)に關し、及び当該中央卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることが出来る。

3 委員会の委員は、卸売業者、仲卸業者、第三十六條第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。

4 前三項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

(開設者の地位の承継)

第十三条の三 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体であつて、現に開設されている中央卸売市場の開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、中央卸売市場の開設者となつて、農林水産大臣の認可を受けて、当該中央卸売市場の開設者の地位を承継することができる。

一 都道府県で、現に開設されている中央卸売市場の開設区域の全部を管轄するもの
二 中央卸売市場の開設に關する事務を処理するために設置される地方自治法第二百八十四條第一項の一部事務組合又は広域連合

で、現に開設されている中央卸売市場の開設者である地方公共団体(当該開設者が第八條第二号に規定する一部事務組合又は広域連合である場合に於ては、これらを組織する地方公共団体)が加入し、かつ、当該中央卸売市場の開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

2 前項の規定による地位の承継があつたときは、当該中央卸売市場に係る従前の開設者に対する第八條の認可は、その効力を失う。

3 第九條及び第十條(同條第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の認可について準用する。

(開設者の地位の承継の効果)

第十三条の四 前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場(以下この条において「新卸売市場」という。)に係る業務規程(以下この条において「新業務規程」という。)が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場(以下この条において「旧卸売市場」という。)の卸売業者(以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五條第一項の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者について第十五條第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。
二 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合に於ては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回つていないこと。

2 新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合

には、旧卸売市場の卸売業者(以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における仲卸しの業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三條第一項の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者について第三十三條第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。

二 新業務規程で新卸売市場において仲卸しの業務を行う者の数の最高限度が定められている場合に於ては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回つていないこと。

3 前条第一項の規定による地位の承継前に、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、農林水産大臣が旧卸売市場卸売業者に對してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が農林水産大臣に對してした手続その他の行為は、農林水産大臣が第一項の規定により第十五條第一項の許可を受けたものとみなされた者に對してした処分、手続その他の行為又は第一項の規定により第十五條第一項の許可を受けたものとみなされた者が農林水産大臣に對してした手続その他の行為とみなす。

第十六條第一項第一号中「氏名又は」を削り、同項第二号中「法人である場合に於ては、」を削り、同項第三号中「行なう」を「行おう」に改める。

第十七條第一項第一号中「破産者で復権を得ないものである」を「法人でない」に改め、同項第二号中「禁錮以上の刑に処せられた者又は」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 申請者の業務を執行する役員のうち次に次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

ハ 第四十九條第一項第二号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの

ニ 第四十九條第一項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの

第十七條第一項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「行なう」を「行う」に、「第十五條第一項の許可を受けた者(以下この章において「卸売業者」という。)」を「卸売業者」に、「こゝを」を「超える」に改め、同項を同項第七号とし、同項第二項を次のように改める。

2 農林水産大臣は、第十五條第一項の許可の申請をした者が第二十五條第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるときは、第十五條第一項の許可をしないことができる。

第十七條第三項中「第一項第七号」を「第一項第六号」に改める。

第十九條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(純資産額)」を付する。

第二十條に見出しとして「(純資産額の報告等)」を付し、同条第二項中「前項を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が定める期間ごとに、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定める財産の状況を記載した書類を提出しなければならない。

第二十一条第四項中「及び第二項」を削り、「第十八条中」を「同条第二項中」「第十五条第一項の許可の申請をした者」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、「第十五条第一項の許可を」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可を」と、「第十八条中」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十五条第一項中「第十七条第一項第一号又は第二号」を「第十七条第一項第二号又は第四号」に改め、「卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうちこれら各号のいずれかに規定する者に該当する者があることとなつたときを含む。」を削る。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

(事業報告書の写しの備付け及び閲覧)

第二十九条 卸売業者は、前条の規定による提出を行つたときは、速やかに、同条の事業報告書（農林水産省令で定める部分に限る。）の写しを作成し、農林水産省令で定める期間、主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 卸売業者は、当該卸売業者に対して中央卸売市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(帳簿の区分経理)

第三十条 卸売業者は、中央卸売市場における取引について、農林水産省令で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計

算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

第三十一条及び第三十二条 削除

第三十三条第一項中「開設者が中央卸売市場内に設置する店舗において当該中央卸売市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。」を削り、「行なつて」を「行つて」に改める。

第三十四条を次のように改める。

(売買取引の原則)

第三十四条 中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第三十四条の二 卸売業者は、中央卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

一 せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの。せり売又は入札の方法

二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの。毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

三 前二号以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの。せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第一号及び第二号に掲げる生鮮食料品等（同項第二号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとす。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる生鮮食料品等については、当該市場における入荷量が一時的に著しく減少したときその他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

4 開設者は、第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

5 第一項第二項の規定は、開設者が第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更するときに準用する。

第三十五条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第五十八条第一項の許可を受けて、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合は、この限りでない。

第三十六条第一項中「第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。」を削る。

第三十八条第一号中「特定物品」を「一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等（農林水産省令で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で農林水産省令で定めるもの）」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 当該中央卸売市場における需要が比較的安定している生鮮食料品等であつて、当該需要に対する供給の安定を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

三 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき生鮮食料品等を確保する必要がある場合であつて、卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めるとき。

第三十九条中「行なう」を「行う」に改め、ただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所（農林水産省令で定める特別の事情がある場合において、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が当該開設区域の周辺の地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含む。）にある生鮮食料品等の卸売をするとき。

二 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(決済の確保)

第四十四条の二 中央卸売市場における売買取引（卸売のための販売の委託の引受けを含む。）を行う者の決済は、支払期日、支払方法その他の決済の方法であつて業務規程で定めるものによりしなければならない。

第四十六條の見出しを「開設者による卸売予定数量等の公表」に改め、同条第一項中「入荷数量」を「卸売予定数量」に、「見易い」を「見やすい」に改める。

第四十六條の次に次の一条を加える。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第四十六條の二 卸売業者は、前条第一項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の卸売予定数量を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が終了した後速やかに、売買取引の方法ごとに毎日の卸売の数量、価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

第四十七條中「前条第一項」を「第四十六條第一項」に改める。

第四十九條第一項第三号中「卸売業者が法人である場合には、」を削る。

第五十條中「に對し」の下に、「当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、」を加える。

第五十一條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 農林水産大臣は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべきを命ずることができる。

一 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合

二 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、中央卸売市場

場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として農林水産省令で定める場合

第五十一條に次の一項を加える。

5 第二項第一号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額並びに同項第二号の資本の合計金額並びに資本及び負債の合計金額は、農林水産省令で定めるところにより計算しなければならない。

第六十一條を第六十一條の二とし、第四章第二節中同條の前に次の一条を加える。

(売買取引の原則)

第六十一條 地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

第六十二條の見出しを「(売買取引の方法)」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「せり売又は入札の方法」を「都道府県の条例で定めるところにより開設者が業務規程をもつて定めるところに従い、せり売若しくは入札の方法又は相対取引」に改め、ただし書を削る。

第六十三條(見出しを含む)中「入荷数量」を「卸売予定数量」に改める。

第七十七條中「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第一号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号中「附された」を「付された」に改める。

第七十八條中「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第六号中「附された」を「付された」に改める。

第七十九條中「五万円」を「五十万円」に改める。

第八十條中「三万円」を「三十万円」に改める。

第八十二條中「三万円」を「十万円」に改め、同条を第八十三條とし、第八十一條の次に次の一条を加える。

第八十二條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二十九條第一項の規定に違反して同項の写しを備えて置かず、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による閲覧を拒んだ者

二 第三十條の規定に違反した者

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第二条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

四 卸売市場開設者等のうち政令で定めるものの経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中卸売市場法第四十六條の改正規定 平成十一年十月一日

二 第一条中卸売市場法第二十条の改正規定、同法第二十九條から第三十二條までの改正規定(同法第三十條に係る部分に限る)、同法第五十一條の改正規定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十三條の改正規定及び同法第八十一條の次に次の一条を加える改正規定(同法第八十二條第二号に係る部分に限る) 平成十二年四月一日

(卸売市場整備基本方針についての経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に改正前の卸売市場法(以下「旧法」という。)第四條第一項の規定により定められている卸売市場の整備を図るための基本方針は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに改正後の卸売市場法(以下「新法」という。)第四條第五項の規定により変更されたときは、その変更された日)までの間は、新法第四條第一項の規定により定められた卸売市場の整備を図るための基本方針とみなす。

(中央卸売市場の業務規程に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第八條の認可を受けて開設されている中央卸売市場(以下この条において「既設中央卸売市場」という。)を開設している地方公共団体は、新法の規定により必要となる業務規程の変更につき、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、新法第十一條第一項の規定による認可の申請をしなければならない。

2 既設中央卸売市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の認可の処分があつた既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の認可又は変更の認可の拒否の処分があつた日(当該変更の認可の拒否の処分があつた日(当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日)までは、新法第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と本章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。)

(事業報告書の写しの備付け及び閲覧に関する経過措置)
第四条 新法第二十九條の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度(四月から九月まで及び十月から翌年三月までを事業年度とする卸売業者にあつては、平成十一年十月一日に始まる事業年度)に係る事業報告書から適用する。

(罰則についての経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、

政令で定める。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、卸売市場を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、卸売市場の健全な発展及び活性化を図る観点から、卸売市場に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

最近における生鮮食料品等の生産、流通及び消費の状況その他の卸売市場をめぐる環境の変化にかんがみ、卸売市場の健全な発展及び活性化を図るため、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農林物資規格調査会(第三条―第六條)

第三章 日本農林規格の制定(第七條―第十三條)

第四章 日本農林規格による格付

第一節 格付(第十四條―第十五條の七)

第二節 登録格付機関(第十六條―第十七條の五)

第三節 登録認定機関(第十七條の六―第十七條の九)

第四節 格付の表示の保護(第十八條―第十九條の二)

第五節 外国における格付(第十九條の二の二―第十九條の六)

第六節 登録外国格付機関(第十九條の六の二・第十九條の六の三)

第七節 登録外国認定機関(第十九條の六の四)

第八節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等(第十九條の七・第十九條の七の二)

第五章 品質表示等の適正化(第十九條の八―第十九條の十一)

第六章 雑則(第二十條―第二十三條)

第七章 罰則(第二十四條―第二十六條)

附則

第一章 総則

第二章 第二項中「名称」の下に「及び原産地」を加え、同条第四項中「であつて、次に掲げるもの」を削り、同項各号を削り、同条第五項中「と」は、第十六條第二項を「登録認定機関」、「登録外国格付機関」又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第十六條第二項、第十七條の六第二項において準用する第十六條第二項、第十九條の六の二第二項において準用する第十六條第二項又は第十九條の六の四第二項において準用する第十六條第二項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 農林物資規格調査会

第三章 日本農林規格の制定

第七條第二項中「見直し」の下に「並びに国際的な規格の動向」を加え、同条第四項中「調査会の意見をきかなければ」を「あらかじめ調査会の議決を経なければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、第十九條の八第一項に規定する飲食料品又は同条第三項に規定する農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めなければならない。ただし、同条第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

第八條第二項中「制定する」を「制定すべきものと認めるときは、同項の原案を調査会に付議するものとし、その制定の」に、「附して」を「付して」に改め、同条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ調査会の意見を聴かなければならない。

第九條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(日本農林規格の確認、改正及び廃止)」を付し、同条中「改正」を「確認、改正」に改める。

第九條の次に次の一項を加える。

第九條の二 農林水産大臣は、第七條(前条において準用する場合を含む。)の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに調査会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

第十條に次の一項を加える。

2 日本農林規格の確認は、これを公示してしなければならない。

第十二條ただし書中「同条第四項第二号又は第三号に掲げる」を削り、「同条第三項第二号」を「同号」に改める。

第十三條第四項中「その改正をしなければ」を「その改正について調査会の審議に付さなければ」に改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第四章 日本農林規格による格付

第一節 格付

第十四條の前に見出しを削り、同条に見出しとして「(都道府県等の行う格付)」を付し、同条第

三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項後段の規定により農林水産省の機関が行う格付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

4 第一項後段の規定により登録格付機関が行う格付を受けようとする者は、政令で定めるところにより当該登録格付機関が農林水産大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録格付機関に納付しなければならない。

第十五條に見出しとして「製造業者等の行う格付」を付し、同条第一項を次のように改める。

農林物資の製造又は加工(調整又は選別を含む。以下同じ。)を業とする者(以下「製造業者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、その製造又は加工する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示(農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)第十六條第一項の規定による表示を除く。以下同じ。)を付することができる。

第十五條第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の規定により」を「第三項の規定により」に、「前条第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 農林物資の生産業者その他の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの(以下「生産行程管理者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は

把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示(第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。)を付することが出来る。

3 前二項の認定を受けた農林物資の製造業者又は生産行程管理者は、その表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定による格付前に、当該認定に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付しておくことができる。

7 第一項又は第二項の規定により農林水産大臣が行う認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

8 第一項又は第二項の規定により登録認定機関が行う認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより当該登録認定機関が農林水産大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録認定機関に納付しなければならない。

9 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の格付について準用する。

第十五条の二の見出し中「承認又は」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「前条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者又は生産行程管理者」を「認定製造業者又は認定生産行程管理者」に改め、同項第一号中「前条第二項又は第三項」を「第十五条第四項若しくは第五項、第十八条第一項若しくは第三項又は第十九条」に改め、同項第二号中「前条第四項」を「第十五条第六項」に改め、同項第五号中「前条第一項」を「第十五条第一項又は第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条を第十五条の五とし、同条の次に次の二条を加える。
(小分け業者による格付の表示)
第十五条の六 農林物資の小分けを業とする者

(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受け、格付の表示(第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。)を付することが出来る。

2 第十五条第六項から第八項までの規定は前項の認定について、第十五条の二から前条までの規定は同項の認定を受けた農林物資の小分け業者(以下「認定小分け業者」という。)について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第十五条第四項若しくは第五項、第十八条第一項」とあるのは、「第十五条第一項」と読み替えるものとする。

(輸入業者による格付の表示)
第十五条の七 第十九条の十第一項に規定する指定農林物資(以下この条及び第十八条第一項第四号において「指定農林物資」という。)の輸入業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び指定農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、農林水産省令で定める事項が記載されている証明書又はその写しが添付されている当該認定に係る指定農林物資について、その輸入する当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2 前項の証明書は、外国(当該指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限る。)

る。)の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによつて発行されたものに限る。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、遅滞なく当該指定に係る外国の政府機関に準ずるものの名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

4 第十五条第六項から第八項までの規定は第一項の認定について、第十五条の二から第十五条の五までの規定は同項の認定を受けた指定農林物資の輸入業者(以下「認定輸入業者」という。)について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第十五条第四項若しくは第五項、第十八条第一項」とあるのは、「第十八条第一項」と読み替えるものとする。

(承認)
第十五条の二 前条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者(以下「認定製造業者」という。)

2 認定製造業者又は認定生産行程管理者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継する。

3 前二項の規定により認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(事業の廃止の届出)

第十五条の三 認定製造業者が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業を廃止したとき、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る農林物資の格付の事業を廃止したときは、当該認定製造業者又は認定生産行程管理者は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第十五条の四 認定製造業者が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業を廃止したとき、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る農林物資の格付の事業を廃止したときは、当該認定製造業者に係る第十五条第一項の認定又は当該認定生産行程管理者に係る同条第二項の認定は、その効力を失う。

第十六条の前に次の節名を付する。
第二節 登録格付機関

第十六条の見出しを「(登録格付機関の登録)」に改め、同条第一項中「受けようとする者」の下に「(外国にある事業所により第十四条第一項の格付を行うおとする者を除く。)」を加え、同条第二項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第一号中「その格付」を「並びにその格付」に改め、「並びにその格付を行う区域」を削り、同項第二号中「営利を目的としないう法人であり、かつ」を削り、「有する者」を「有する法人」に改め、同項第三号を次のように改める。
三 役員、法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員又は職員が構成が、格付の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十六条第二項に次の一号を加える。
四 格付に関する業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて格付が不公平になるおそれがないものであること。

第十六条第三項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」

に改め、同項第二号中「第十七条の二第一項又は第二項」を「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」に改め、同項第三号中「第十七条の二第一項又は第二項」を「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(登録の更新)

第十六条の二 登録格付機関の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第一項から第五項までの規定は、前項の更新について準用する。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により登録格付機関の登録が効力を失つたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

第十七条の四を削り、第十七条の三を第十七条の五とする。

第十七条の二の見出し中「登録」を「登録格付機関の登録」に改め、同条第四項中「第十五条の二第四項」を「第十五条の五第二項」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第十六条第二項第一号又は第二号」を「第十六条第二項各号」に改め、「要件」の下に「のいずれか」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「登録」を「第十六条第二項の登録」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七条の二第一項の認可を受けた格付業務規程によらないで日本農林規格による格付を行つたとき。

第十七条の二中第一項を第二項とし、同項の前

に次の一項を加える。

農林水産大臣は、登録格付機関が第十六条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

第十七条の二を第十七条の四とし、第十七条の次に次の二条を加える。

(格付業務規程)

第十七条の二 登録格付機関は、日本農林規格による格付に関する業務に関する規程(以下「格付業務規程」という。)を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 格付業務規程で定めるべき事項は、農林水産省令で定める。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした格付業務規程が格付の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その格付業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第十七条の三 登録格付機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、日本農林規格による格付に関する業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十八条の前に次の一節及び節名を加える。

第三節 登録認定機関

(登録認定機関の登録)

第十七条の六 登録認定機関の登録を受けようとする者(外国にある事業所により第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の六第一項、第十五条の七第一項、第十九条の三又は第十九条の三の二の認定(以下この節及び第二十条第一項において単に「認定」という。)を行おうとする者を除く。)は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付し、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

2 第十六条第二項から第七項まで及び第十六条

の二から第十七条の四までの規定は、登録認定機関について準用する。この場合において、第十六条第二項第一号中「農林物資の格付のため」に使用する機械器具その他の設備並びにその格付に従事する者の資格及び人員が、これらの事項についてとあるのは「認定の業務に従事する者の資格及び人員並びに認定の業務の管理に関する事項」と、同条第三項第二号及び第三号中「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の六第二項において準用する第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の四第二項において準用する第十九条の六の三第一項から第三項まで」と、同条第六項中「第四項第二号若しくは第四号」とあるのは「第四項第二号から第四号まで」と読み替へるものとする。

(農林水産大臣に対する報告)

第十七条の七 登録認定機関は、認定を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(秘密保持義務等)

第十七条の八 登録認定機関の役員若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、認定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 認定の業務に従事する登録認定機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(日本農林規格登録認定機関という名称の使用の禁止)

第十七条の九 登録認定機関でない者は、日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録認定機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

いはならない。

第四節 格付の表示の保護

第十八条第一項中「及び登録格付機関」を「登録格付機関及び登録外国格付機関」に改め、同項第一号中「農林物資の製造業者が第十四条第三項又は第十五条第一項」を「認定製造業者が第十五条第一項又は第三項」に改め、同項第二号中「農林物資の生産行程管理者が第十四条第四項又は第十五条第二項」を「認定生産行程管理者が第十五条第二項又は第三項」に改め、同項第三号中「農林物資の小分け業者が前条第一項」を「認定小分け業者が第十五条の六第一項」に改め、同項第六号中「第十九条の三の二第一項」を「第十九条の三の二」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三項」を「第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第三項」を「第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 認定輸入業者が第十五条の七第一項の規定に基づき、その輸入に係る指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

第十八条第二項中「又は登録格付機関」を「登録格付機関又は登録外国格付機関」に改め、「第十四条第一項」の下に「又は第十九条の二の二」を加える。

第十九条の二を次のように改める。

(改善命令等)

第十九条の二 農林水産大臣は、登録格付機関の行う第十四条第一項の規定による格付(格付の表示を含む)、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者の行う第十五条第一項若しくは第二項の規定による格付(認定製造業者又は認定生産行程管理者の行う同条第一項から第三項までの規定による格付の表示を含む)、認定小分け業者の行う第十五条の六第一項の規定による格付の表示又は認定輸入業者の行う第十五条の七

第一項の規定による格付の表示が適当でないとき、当該登録格付機関、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者又は認定輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

第五節 外国における格付

(登録外国格付機関の行う格付)

第十九条の二の二 登録外国格付機関は、外国において農林物資について日本農林規格による格付を行つたときは、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に、格付の表示を付することができ。

第十九条の三の前の見出しを削り、同条から第十九条の五までを次のように改める。

(外国製造業者等の行う格付)

第十九条の三 外国製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その製造又は加工する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2 外国生産行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する第二項第三号に掲げる基準に係るものに限る。を付することができる。

(外国小分け業者による格付の表示)
第十九条の三の二 外国小分け業者は、農林水産

省令で定めるところにより、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付の表示の付してある当該認定に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

(格付の表示の禁止)

第十九条の四 登録外国格付機関、第十九条の三第一項の認定を受けた外国製造業者(以下「認定外国製造業者」という。)、同条第二項の認定を受けた外国生産行程管理者(以下「認定外国生産行程管理者」という。)、又は前条の認定を受けた外国小分け業者(以下「認定外国小分け業者」という。)、は、第十八条第一項第五号から第七号までに掲げる場合を除き、本邦に輸出される農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(準用)

第十九条の五 第十四条第二項及び第四項の規定は、第十九条の二の二の格付について準用する。

2 第十四条第二項及び第十五条第三項から第五項までの規定は、認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第十九条の二」と読み替えるものとする。

3 第十五条第六項から第八項までの規定は、第十九条の三又は第十九条の三の二の認定について準用する。この場合において、同項中「登録認定機関」とあるのは、「登録認定機関又は登録外国認定機関」と読み替えるものとする。

4 第十五条の二から第十五条の四まで、第十九条及び第十九条の二の規定は、認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者について準用する。この場合において、第十九条中「再び農林物資」とあるのは「再び、

本邦に輸出される農林物資」と、第十九条の二中「認定製造業者若しくは認定生産行程管理者の行う第十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「認定外国製造業者若しくは認定外国生産行程管理者の行う第十九条の三」と、「認定製造業者又は認定生産行程管理者の行う同条第一項から第三項まで」とあるのは「認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者の行う同条又は第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項」と、「認定小分け業者の行う第十五条の六第一項」とあるのは「認定外国小分け業者の行う第十九条の三の二」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

第十九条の五の次に次の一条を加える。

(外国製造業者等の公示)

第十九条の五の二 農林水産大臣は、第十九条の三若しくは第十九条の三の二の認定をしたとき、前条第四項において準用する第十五条の二第三項若しくは第十五条の三の届出があつたとき又は第十九条の六の四第二項において準用する第十七条の七の規定により報告を受けたときは、遅滞なく、当該認定、届出又は報告に係る外国製造業者、外国生産行程管理者又は外国小分け業者の氏名又は名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

第十九条の六の見出し中「承認又は」を削り、同条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「第十九条の三第三項」を「第十九条の三又は第十九条の三の二」に改め、同項第七号中「又は認定外国生産行程管理者」を「認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者」に、「第五項」を「次項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「又は認定外国生産行程管理者」を「認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者」に、「第十九条の三又は第十九条の三の二」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「又は認定外国生産行程管理者」を「認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者」に、「事務所」を「は場、店舗、事務所、事業所」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「又は認定外国生産行程管理者」を「認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者」に改め、「格付」の下に「格付の表示を含む。以下この項において同じ。」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「又は認定外国生産行程管理者が前条」を「認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が第十九条の五第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「又は認定外国生産行程管理者が前条において準用する第十五条第四項」を「認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が第十九条の五第三項において準用する第十五条第六項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が第十九条の五第四項において準用する第十五条の二第三項又は第十五条の三の規定による届出をしなかつたとき。

第十九条の六第二項第一号中「前条において準用する第十五条第二項又は第三項」を「第十九条の五第二項において準用する第十五条第四項又は第五項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が第十八条第一項若しくは第三項、第十九条(第十九条の五第四項において準用する場合を含む。)、又は第十九条の四の規定に違反したとき。

第十九条の六中第二項を第一項とし、第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項第四号、第二項第五号及び前項第四号」を「前項第七号」に、「外国製造業者、外国生産行程管理者又は外国小分け業者」を「認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「若しくは第四項の規定による承認の取消し又は第二項」を

削り、同項を同条第三項とし、同条第七項中「第十五条の二第四項及び第五項」を「第十五条の五第二項及び第三項」に改め、「第二項又は第四項」を削り、同項を同条第四項とし、同条の次に次の二節及び節名を加える。

第六節 登録外国格付機関

(登録外国格付機関の登録)

第十九条の六の二 登録外国格付機関の登録を受けようとする者(外国)(農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限る。第十九条の六の四第一項において同じ。)にある事業所により第十九条の二の二の規定による格付を行おうとする者に限る。は、農林水産省令で定める手続に従い、農林物資の種類ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならぬ。

2 第十六条第二項から第七項まで、第十六条の二から第十七条の三まで及び第十九条の二の規定は、登録外国格付機関について準用する。この場合において、第十七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十九条の二中「登録格付機関の行う第十四条第一項」とあるのは「登録外国格付機関の行う第十九条の二の二」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(登録外国格付機関の登録の取消し等)

第十九条の六の三 農林水産大臣は、登録外国格付機関が前条第二項において準用する第十六条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、登録外国格付機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて日本農林規格によつて行う格付の停止を請求することができる。

一 前条第二項において準用する第十六条第二項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 前条第二項において準用する第十七条の二第一項の認可を受けた格付業務規程によらないうで日本農林規格による格付を行つたとき。

三 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、登録外国格付機関に対しその格付に関する業務に必要の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に登録外国格付機関の事務所、事業所又は倉庫において格付に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

五 不正な手段により前条第二項において準用する第十六条第二項の登録を受けたとき。

六 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく請求に応じなかつたとき。

七 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国格付機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る農林物資の格付に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその格付に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 第二項第四号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける登録外国格付機関の負担とする。

5 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

6 第十五条の五第二項の規定は、第一項から第三項までの規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

三項までの規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

第七節 登録外国認定機関

第十九条の六の四 登録外国認定機関の登録を受けようとする者(外国にある事業所により第十九条の三又は第十九条の三の二の認定(以下この節において単に「認定」という。)を行おうとする者に限る。は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならぬ。

2 第十六条第二項から第七項まで、第十六条の二から第十七条の三まで、第十七条の七及び前条の規定は、登録外国認定機関について準用する。この場合において、第十六条第二項第一号中「農林物資の格付のために使用する機械器具その他の設備並びにその格付に従事する者の資格及び人員が、これらの事項について」とあるのは「認定の業務に従事する者の資格及び人員並びに認定の業務の管理に関する事項が」と、同条第三項第二号及び第三号中「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の六第二項において準用する第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の四第二項において準用する第十六条第四項第二号から第四号まで」と、第十七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

第八節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等

第十九条の七中「輸入を業とする者」を「輸入業者」に改め、「を含む」の下に「以下この条において同じ」を加え、同条第三号中「第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付すことができる外国小分け業者」を「認定外国小分け業者」に改め、同条第四号とし、同条第二号中「第十九条の三第二項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付すことができる外国生産行程管理者」を「認定外国生産行程管理者」に、「同条第二項の承認又は同条第三項の承認」を「その」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第十九条の三第一項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付すことができる外国製造業者」を「認定外国製造業者」に、「同条第一項の承認又は同条第三項の承認」を「その」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 当該表示が登録外国格付機関によりその登録に係る農林物資に付されたものである場合第十九条の七の二中「同条第四項第二号又は第三号に掲げる」を削り、同条の次に次の章名を付する。

第五章 品質表示等の適正化

第十九条の八第四項中「の規定は第一項第二号に掲げる農林物資に係る同項の場合について、同条第四項」を削り、「第一項の場合」を「第一項から第三項までの場合」に、「第十三条第二項」を「同条第二項」に、「第一項の規定」を「第一項から第三項までの規定」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第四項中「その改正について調査会の審議に付さなければ」とあるのは、「その改正をしなければ」と読み替えるものとする。

第十九条の八第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「前三項」に改め、同条を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ調査会の意見を聴かなければならない。

第十九条の八第二項を削り、同条第一項中「次に掲げる農林物資」を「飲食料品以外の農林物資

(生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者又は販売業者が遵守すべき事項

2 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めることができる。

第十九条の九第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第一項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

第十九条の九に次の一項を加える。

4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかった旨公表された後において、なお正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条の九の次に次の二条及び章名を加える。

(指定農林物資に係る名称の表示)

第十九条の十 何人も、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資であつて、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの(以下「指定農林物資」という。)については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付けられない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 農林物資の輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格による格付の表示が当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されておらず、かつ、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示が付してある農林物資(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)でその輸入に係るものを販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列してはならない。

(名称の表示の除去命令等)

第十九条の十一 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に對し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。

第六章 雑則

第二十条第一項中「若しくは登録格付機関」を「登録格付機関若しくは登録認定機関」に改め、「格付」の下に「若しくは認定」を、「職員」に「登録格付機関」の下に「若しくは登録認定機関」を加え、同条第二項中「第十四条第三項若しくは第四項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行い、若しくは格付の表示を付する製造業者若しくは生産行程管理者、第十七条の四第一項の規定に基づき格付の表示を付する小分け業者若しくは第十九条の八第一項」を「認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、第十九条の八第一項から第三項まで」に改め、「若しくは販売業者」の下に「若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者」を加え、「若しくは品質に関する表示」を「品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示」に、「店舗、事務所」を「工場、店舗、事務所、事業所」に改め、同条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に改める。

第二十一条第一項第二号中「表示」の下に「又は指定農林物資に係る名称の表示」を加え、同条第二項中「第十九条の五」を「第十九条の五第四項」に、「第十九条の八及び第十九条の九」を「及び第十九条の八から第十九条の十一まで」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。
(登録認定機関の処分等についての審査請求)
第二十一条の二 この法律の規定による登録認定機関の処分又は不作為について不服がある者は、農林水産大臣に對して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第二十三条の次に次の章名を付する。
第七章 罰則
第二十四条の前の見出しを削り、同条第二号中「第十五条第二項又は第三項」を「第十五条第四項又は第五項」に改め、同条第五号中「第十九条の五」を「第十九条の五第二項」に、「第十五条第二項又は第三項」を「第十五条第四項又は第五項」に改める。
第二十四条の二中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。
第二十四条の二の次に次の一条を加える。
第二十四条の二の二 第十七条の八第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第二十四条の三第一号中「第十七条の三第一項」を「第十七条の五第一項又は第十七条の九第一項」に改め、同条第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。
二 第十九条の二の規定による格付の表示の除去又は抹消の命令に違反した者
三 第十九条の九第四項の規定による命令に違反した者
四 第十九条の十一の規定による処分違反した者
第二十四条の四「登録格付機関」の下に「又は登録認定機関」を加え、同条第一号中「第十六条第六項」の下に「(第十七条の六第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第十七条の三第二項」を「第十七条の五第二項又は第十七条の九第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。
三 第十七条の三(第十七条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を

第二十五条第一項中「前四条」を「第二十四条第二十四条の二、第二十四条の三又は第二十四条の四」に改める。

第二十六條 第十五條の二第三項又は第十五條の三（これらの規定を第十五條の六第二項又は第十五條の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条第二項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

（日本農林規格に関する規定の施行前の準備）

第二条 農林水産大臣は、日本農林規格を制定し、

改正し、又は廃止しようとするときは、この法律による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「新法」という。）、第二條第四項、第七條から第九條まで、第十條第一項及び第十三條の規定の例によるものとする。

2 前項の規定により制定され、又は改正された

日本農林規格は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新法第七条第一項の規定により制定され、又は新法第九条において準用する新法第七条第一項の規定により改正されたものとみなす。

（日本農林規格に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による

改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第七条の規定により制定されている日本農林規格は、施行日において新法第九条において準用する新法第七条の規定により確認されたものとみなす。

〔農林物資の製造業者等に関する経過措置〕

三項又は第四項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている農林物資の製造業者又は生産行程管理者（新法第十五条第一項又は第二

て同じ。)については、施行日から三年を経過する日までの間は、旧法第十四条第三項及び第四項、第十五条、第十五条の二、第十九条の二並びに第二十条第二項（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政

2 この法律の施行の際現に旧法第十七条の四第

一項の規定に基づき格付の表示を付することが
できる農林物資の小分け業者（新法第十五条の
六第一項の認定を受けた者を除く。以下この条

において同じ。）については、施行日から一年を経過する日までの間は、旧法第十七条の四、

第三十九條の二及び第二十條第二項（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替へは、政令で定める。

3 この法律の施行の際現に旧法第十九條の三第一項又は第二項の規定に基づき格付に関する業

務の一部を行っている外国製造業者又は外国生

産行程管理者（新法第十九条の三の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。）については、施行日から三年を経過する日までの間は、旧法第十九条の三第一項から第三項まで及び第十九条の四から第十九条の六まで（これら

の規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技

4 この法律の施行の際現に旧法第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付することとができる外国小分け業者（新法第十九条の三の二の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。）については、施行日から起算して

一年を経過する日までの間は、旧法第十九条の

六まで（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

理者、第二項の農林物資の小分け業者、第三項の外国製造業者及び外国生産行程管理者並びに前項の外国小分け業者に対する新法第十八条第一項ただし書の規定の適用については、同項第一号中「認定製造業者が第十五条第一項又は第

三項」とあるのは「農林物資の製造業者が農林

律の一部を改正する法律（平成十一年法律第

号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の農林物資の規格

化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第三項又は第十五条第

一項」と、同項第二号中「認定生産行程管理者が第十五条第二項又は第三項」とあるのは、「農林物資の生産行程管理者が改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十四条第四項又は第十五条第一項」と、同項第三号中「認定小分け業者が第十

五条の六第二項」とあるのは「農林物資の小分

け業者が改正法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十七条の四第一項」と、同項第五号中「第十九条の三第一項又は第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項」とあるのは「改正法附則

第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三第一項又は第

三項」と、同項第六号中「第十九条の第三項又は第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項」とあるのは「改正法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の第三項又は第三項」と、同項第七号中「第十九条の三の二」とあるのは

「改正法附則第四条第四項の規定によりなおそ

の二第一項」とする。

6 第三項の外国製造業者及び外国生産行程管理者並びに第四項の外国小分け業者に対する新法

は、同条第二号中「認定外国製造業者によりその」とあるのは「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第四条第三項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされる改正法による改正

関する法律（以下「旧法」という。）第十九条

の第三項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第三項の」と、同条第

三号中「認定外国生産行程管理者によりその」とあるのは「改正法附則第四条第三項の規定に

よりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の第三二項又は第三三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国生産行管理業者により同条第二項の承認又は同条第三三項の」と、同条第四号中「認定外国小分け業者によりその認定」とあるのは「改正法附則第四条

第四項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる旧法第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付することができるとする。外国小分け業者により同項の承認」とする。

（登録格付機関に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第

二項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人は、新法第十六条第二項の規定により

農林水産大臣の登録を受けた登録格付機関とみなす。

2 前項の規定により登録格付機関とみなされた法人は、施行日から三月以内に、新法第十四条第四項及び第十七条の二第一項の認可の申請をしなければならない。

3 前項の法人は、施行日から同項の申請に基づ

く認可に関する処分があるまでの間は、従前の条件で新法第十四条第一項の格付を行うことができる。

4 第一項の規定により登録格付機関とみなされた法人についての登録の取消し及び日本農林規格により行う格付の停止の命令については、新法第十七条の四第一項から第三項までの規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までその間は、なお従前の例による。
(品質に関する表示の基準に関する規定の施行前の準備)

第六条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第十九条の八第一項に規定する飲食料品について、同項並びに同条第二項及び第四項から第六項までの規定の例により、その品質に関する表示の基準を定め、これを告示することができる。

2 前項の規定により定められた品質に関する表示の基準は、施行日において新法第十九条の八第一項又は第二項の規定により定められたものとみなす。

3 施行日において新法第十九条の八第一項に規定する飲食料品の品質に関する表示の基準が施行されていない場合には、当該基準が施行されるまでの間は、旧法第十九条の八第一項の規定によりこの法律の施行の際現に定められている品質に関する表示の基準で当該飲食料品に係るものは、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる品質に関する表示の基準を守らない製造業者又は販売業者に対する処分については、なお従前の例による。

(品質に関する表示の基準に関する経過措置)

第七条 新法第十九条の八第三項に規定する農林物資についてこの法律の施行の際現に旧法第十九条の八第一項の規定により定められている基準は、新法第十九条の八第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準とみなす。

第八条 新法第十九条の九第四項の規定は、この

法律の施行後にした行為について適用し、この法律の施行前にした行為については、なお従前の例による。

(その他の処分、手続等に関する経過措置)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又は新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又は新法に基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

最近における農林物資の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、認定を受けた製造業者等が自ら日本農林規格による格付を行うことができる制度を導入するほか、品質に関する表示の基準の対象をすべての飲食料品に拡大するとともに、生産の方法に特色のある農林物資の名称の表示の適正化を図るための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年六月三十日印刷

平成十一年七月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局